HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	R.オウエンにおける1815年「法案」をめぐる思想的研究：とくに1819年工場法の成立過程とのかかわりにおいて
Author(s)	武田, 晃二
Citation	北海道大學教育學部紀要, 22, 205-240
Issue Date	1973-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29090
Type	departmental bulletin paper
File Information	22_P205-240.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

R. オウエンにおける1815年「法案」をめぐる思想的研究

——とくに1819年工場法の成立過程とのかかわりにおいて——

武田晃二*

Philosophical Research of R. Owen's Bill (1815)

Koji TAKEDA

目　　次

序　　章 …… 205
第1章 「証人喚問」(1816) 分析 …… 207
　第1節 R. ピールと R. オウエン …… 208
　　(1) 「工場制度」に対する認識の差違 …… 208
　　(2) 「法案」要求のもう一つの論拠 …… 209
　　(3) 児童教育論をめぐって …… 210
　　(4) 若干の経済問題をめぐって …… 214
　　(5) ピールの喚問のその他の特徴 …… 217
　第2節 「証人喚問」の性格 …… 218
第2章 1815年「法案」から1819年工場法へ …… 221
　第1節 「グラスゴウ集会」とその後 …… 221
　第2節 R. ピールとの交渉 …… 224
　第3節 国内調査旅行と『考察』 …… 226
　第4節 ピール委員会とオウエン攻撃 …… 227
　第5節 いわゆる「工場法運動」からのオウエンの遊離と1819年法の成立 …… 229
第3章 1815年「法案」の思想的論理構造 …… 233
　第1節 「余剰収益」論 …… 233
　第2節 「全当事者＝受益者」論 …… 235
　第3節 教　育　論 …… 237
ま　と　め …… 239

序　　章

(1)

ある思想家の教育思想はかれの社会思想の全体構造の中に有機的に位置づけられることによってのみ正しく把握することができる，ということはオウエンにおいてはとりわけ強調される必要がある。しかもオウエン研究においては，その量の尨大さにもかかわらず，オウエン自

* 教育史研究室　博士課程3年

身の研究から出発しているものは意外に少ない。せいぜいオウエンの諸著作から出発しているにすぎない。だがしかし，思想研究が真に科学として意味をもつためには，かれの個性的内面的発想法およびかれの社会的諸活動の歴史的具体的分析を媒介としなければならない。

さて，ロバアト・オウエン (1771～1858) のもっとも成熟した思想展開は，かれの二大著作『新社会観』(1814) と『ラナーク州への報告』(1820)，およびその間にはさまれた時期における諸活動においてであった。したがってオウエンの社会思想の全体構造を，したがってまたオウエンの教育思想を把握するには何よりもまずこの時期のオウエンに関する可能なかぎりの全体的全面的分析が必要となってくる。

上の二大著作にはさまれる時期におけるオウエンの社会的活動は相対的に独自な3つの領域にわけられる。すなわち (1) 議会にたいする自己の「法案」要求をめぐる活動，(2) 自己の全体思想の大宣伝活動，(3) ニュー・ラナアク村における主として教育活動である。したがって，この時期におけるオウエン研究はこれら3領域に関する歴史的具体的検討ならびにそれらの領域をはさむ2著作を含む諸著作との全面的な検討が基本的課題となるはずである。

かかる認識に立ちつつ，本論文が課題としているものは，上の3領域中の第1の領域に関する研究である。残された他の領域・諸著作の研究は当然今後に残された課題となることは言うまでもない。

(2)

第1の領域，すなわち議会にたいするオウエン自らの「法案」(「(1815年) 法案」とする) 実現要求をめぐる諸活動は，実質的には1815年から1818年にいたるわずか4年間に限定される。その「法案」要求の最初の法的表現は，1815年1月にグラスゴウで開かれた集会 (以下「グラスゴウ集会」とよぶ) でのオウエンのいわゆる第2提案の中にあらわれた。それは (1) 12歳未満の児童の工場労働禁止，(2) 成人をふくめた労働時間の削減，(3) 教育を工場で働く児童の前提条件とすること，(4) 教育の費用は国家によってまかなわれるべきこと，を骨子とするものであった。

ところでこの時期はまた，イギリス工場法史においては重要な時期でもあり，とりわけ1819年工場法の成立過程とその時期を同一にするし，また事実「同一」の運動として進行した。しかしこの「同時性」はしばしば「同質性」に転化され，1819年工場法の成功はもっぱらオウエンの功績と解釈されている。たとえば「(オウエンの) 社会改革とはすなわち工場法制定運動」(飯田 鼎, 1958)，「(オウエンが) 1819年 (工場) 法成立に大きな役割を果しえたのは，かれの「空想的社会主義者」としての見識によるというよりもむしろ極めて現実的な開明的工場主としての実践によるものであった」(戸塚秀夫, 1966) 等々のごとくである。たしかにオウエンは1819年工場法の成立過程にふかくかかわっていた。しかしその「かかわり方」はきわめてオウエン独自なかかわり方であり，1819年工場法ないしはその後に展開する工場法運動とはまったく異質なものであった。そのことは，オウエンの努力にもかかわらず，成立した1819年工場法がオウエンにとっては「全く無価値なもの」に変質してしまい，したがってそれ以後のいわゆる工場法運動には一切関与しないオウエンの態度に象徴的にあらわれている。なぜか。それはオウエンのこの「法案」をめぐる諸活動は，前述した他の2領域の諸活動およびそれと前後する諸著作と，実は相互に内的に連関したある思想構造 (ここに歴史的具体的に把握されるべき「空想的社会主義」の成熟した表現をみるのだが) の有機的一部分をなしていることは明白である。そのことは，したがって，前述した「提案」の中味のそれぞれが，確固とした思

想的根拠にもとづいて展開されていることを意味している。とりわけこの第1の領域の分析においては，児童（教育）論がかれの経済・社会観および国家観と緊密に結びついて集中的に表現されている点で，他の2領域とは独自性をもち，かつまた空想的社会主義の思想構造の概括的な表現を提供しているといえる。さらに言えば，この第1領域は，オウエンの教育思想がかれの社会思想の中でどのように連関しているのかを，とくに浮きぼりにしているのではないか，というのが本論の基本的立場であり，また同時に私のオウエン研究全体の基本的かつ究極的課題である。

いずれにしても，かかるオウエンの思想の独自性の正しい解明を通して，これまでややもすれば空論に陥いりがちである「空想的社会主義者オウエン」の正しい理解が得られると思うのである。

迂余曲折を経て1819年に成立した工場法がはじめて問題にされたのは確かにオウエンが1815年に提起した「法案」をきっかけとしている。しかしこの「法案」は第3章に展開するようにオウエン独自な思想（＝空想的社会主義）の直接的反映の1つであったがゆえに，1819年工場法を成立させていったR. ピールを中心とする政治勢力によって初発から「特別な取扱い」を受けることになった。

第1章では，従来1819年工場法の推進主体＝開明的工場主としてオウエンをピールと同一視している解釈をとりあげ，両者の異質性を1816年にピール委員会に先立っておこなわれた「証人喚問」の速記録の分析を通して展開し，また「証人喚問」自体が初めからある露骨な意図のもとに仕組まれ演出されたものであることを論証しようとした。第2章ではオウエンの1815年「法案」がその後の経過の中で，その社会主義的性格を去勢され，それとは全く異質の1819年工場法が成立していく過程を主としてオウエンの諸活動を通して展開しようとした。第3章ではオウエンの「法案」をささえる思想の論理構造を3つの側面から分析した。ただしこの第3章の叙述は基本的には最初に述べた第1の領域の範囲内で論ずるという本論の枠内でなされていることを，つけくわえておきたい。

第1章　「証人喚問」(1816) 分析

1819年に成立した工場法が「法案」としてはじめて下院にもちこまれたのは1815年6月6日[1]下院議員ロバアト・ピールによってである。そこまでにいたる過程でオウエンが特別な関係をもっていたことは周知のことであるし，また第2章で詳述する通りでもあるが，ともかく「法案」はその年の国会会期中に上程された。しかしその会期中に下院通過を当然と考えていたオウエンの期待[2]は裏切られ，ピールによれば，主としてすでに会期半ばを過ぎていること，重要な問題なので関係する諸階層の意見を熟考する必要がある，という理由でその年の下院通過は見送られ，主としてピールの提唱により下院内にこの「法案」を検討する特別委員会（通称ピール委員会，以後同名を使用する）が設置され，そしてその委員会に先立って「証人喚問」が行なわれた。この「証人喚問」は「関係する」各階層47人の証人が委員長ピールの質問に対して証言をするという形で行なわれ，翌年4月25日以降30回を重ね，同年6月18日に終了した[3]。この「証人喚問」の性格については第2節で詳述するが，「証人」47人の構成は綿工場主，非綿業製造業者（陶器，絹，帽子など），商人，医師，治安判事等である。ピールおよびオウエンも綿工場主として証人の中に加えられている。

第1節は計6回，質問数300数回におよぶ委員長ピールと証人オウエンの応答の分析であ

る。この分析は，当時の錯綜した政治情勢を反映した老獪なピールの質問に対し，オウエンが自己の「法案」にたいする態度とその背景をなす思想を楯に，いかに原則的に対応したか，さらに前年に公刊した『新社会観』がここではどのような現実的対応を示したか，を解明する上で重要であると思われる。そしてまたこの「証人喚問」における両者の対立は，その後のピール委員会および1819年工場法の性格をも基本的に規定しうるものとしても解明することの意味は大きい。第2節は，「証人喚問」全体の性格の分析である。従来これに対する解釈として「新工場法案がいかにはげしい原理上の問題として討議されたかを知ることができる」(戸塚)があるのみであるが，しかしその解釈[4]にたいし，本節では，この「証人喚問」自体がピールによっていかに周到に仕組まれ演出されたものであるかを，その「速記録」(以下 R.S.C. 1816 と略す) 全体の分析を通して明らかにする。そしてピールの意図はただ一点，「法案」のオウエン的性格を排除することにあったことを論証しようとした。

第1節 R. ピールと R. オウエン

(1) 「工場制度」に対する認識の差異

オウエンの「法案」要求がはじめて公言されたのは，第2章で詳述するとおり，1815年1月，グラスゴウ集会におけるかれの提案においてであった。かれはその第2提案の中で，「法案」必要の根拠を明確に「綿業導入以来」(only since the introduction of the cotton trade) と関連させると同時に，「悲惨さ」(the miseries) をもたらすのは，綿業そのものにあるのではなく，その工場「制度」，すなわち工場主をして「労働者階級 (the labouring class)」を搾取せざるを得ない制度に求められねばならないとし，それには政治的力 (the extended political powor) ないしは国家の政治的優位性 (the political superiority) が必要である，として議会での法案獲得の努力を決意しているのである[5]。

この主張は，「証人喚問」でのオウエンの証言の中にも一貫しており，両者のつぎのやりとりは，この点をさらに際立たせている。

ピール 「あなたは，人生のある特別な時期に労役場 (workhouses) からやってくる児童がラナアクのような村で生まれた子どもたちと同じ程度に健康的になりうると考えますか？」
オウエン 「一般的に言えば，私は全く同じようにはならないと思います」
ピール 「あなたは工場で雇われていたり，労役場から連れてこられてきた児童は，たとえ健康そうに見えても，その成長がとまっている，とおっしゃいましたね？」
オウエン 「その通りです」
ピール 「この児童たちがデール氏の工場に連れてこられる以前に生じていたことによってそれ (成長ストップ—武田) が惹起されたと考えられませんか？」
オウエン 「これらの結果は，それにしてはあまりにも一般的なのです」
ピール 「それはデール氏のような理知的な紳士の注意をもってしてもだめだったのですか？」
オウエン 「それらは……デール氏が気がつく前にすでに生じていたのであり，デール氏はしかもほとんど工場にはたずさわっていなかったのです」[6]

この応答を理解するには前後の文脈と一定の注意力を必要とするが，この中にピール独自と思われるオウエン批判がうかがわれる。すなわちピールのここでのねらいは，児童の悲惨さを工場制度の影響から切離し，工場制度無害論を主張することにあった。つまり児童は工場に連れてこられる以前にすでに労役場等において悲惨な状態に置かれていたのであり，また成長

をストップしてしまっているのだ。それゆえにかの有名な紳士デール氏（ニュー・ラナアク工場の前経営者）の努力をもってしてもすでに成長のとまった児童をある程度までしか改善できなかったのだ。したがって「法案」によっては何ら事態は解決されない，というのである。これに反しオウエンが「(事態は) あまりにも一般的」であると反論したことの意味は，明白に教区徒弟 (parish apprentice) から自由な労働者（児童）(free labourer) への交替の現実を認識した上で，悲惨の原因は「労役場」等にあるのではなく，正しく（工場制度」(manufacturing system) にある，と主張しているのである。周知の通り，ピールは1802年徒弟法を成立させたことでも知られているが，ピールはその後10数年の児童労働の供給源の質的変化を自ら体験しているにもかかわらず，この変化を意図的に無視し，工場制度無害論を主張しているのである。しかし注意しなければならないのは，ピールが悲惨を解決する立場からではなく，工場制度が有害であるというオウエンをはじめとする種々の世論に対立し，ただ無害であることをのみ主張しようとしている点である。ピールにとっては児童の成長がとまっているかどうかは全く問題ではないのだ。ピールがこの時点でぬけぬけと，児童労働の悲惨は工場制度のせいではなくてそれ以前の労役場等のせいなのだというとき，ピールはすでに10数年前にまったくの死法である徒弟法を成立させた張本人であることにほおかむりをしているのだ。それにたいし，オウエンはまったく正反対に児童の工場制度の影響にこそ着目し，「悲惨」そのものがまさにオウエンにとっては解決さねばならないものであり，その「悲惨」を「一般」化させているのは綿業以来の工場制度に他ならないのであって，かれの「法案」要求はかかる認識にもとづいていたのである。ここで見る限り，ピールは本質的には工場法反対論者ということになる。とすればピールを「規制賛成論者」としてあえて「開明的工場主」なる名称を付すこれまでの通説（とくに戸塚氏の解釈）はどのように理解したらよいのだろうか。この場合，オウエンの主張する内容を盛りこんだ工場「法案」には明白な反対論者であることと，労働時間規制にたいして規制賛成論者になることとは矛盾しない，という点に注目しなければならない。つまり10歳未満の児童の労働時間を規制することは，あくまでも規制であって，オウエンの主張するごとき禁止ではなかった。規制に賛成することはピールとってみれば10歳未満の児童労働を悲惨な現状をもふくめて合法的に承認することさえ意味していた。しかもその規制が運用段階でどうにでもなることは，1802年徒弟法においてすでに実験済みであった。この規制賛成論とオウエン流の工場法に対する反対論とは見事に両立しうるのであって，前者のみをとりあげてピールがあたかもオウエンと同質の工場法賛成論者であるとするのは，論理のすりかえ，であり，明らかに一面的な正しくない解釈である。

(2) 「法案」要求のもう1つの論拠

ピールは「もし子どもたちが12歳になるまで工場に連れてこられないとすれば，かれらは現在かれらがそうされているように十分食事を与えられ，十分面倒みてもらえるとあなたは思いますか」とオウエンにたずね，暗に児童労働禁止論に反対を表明したのにたいし，オウエンは前年 (1815) 夏の全国調査旅行で得た「強烈な印象」にもとづいて，つぎのように証言した。「去年 (1815—引用者) 私はわたくし自身の知識のために，実際に用いる最良の教育方法の知識を引出そうとして，国内の主要な工業地帯とその他の地域を訪問する機会をもったのです。機会さえあれば私は the public school, the National School and Lancasterian その他私に公開されている学校をあまねく訪問したのです。そして私は1つの事実を発見したのです。それは私の心に非常に強烈な印象を与えました。と申しますのは私がマンチェスターにいた時，貧民

児童の教育のためにはこれまでに建てられたおそらくもっとも立派な教室の1つを見たのです。そして私は（その教室が生徒によって—引用者）ほとんど半分も満たされていないのを発見したのです。その日のうちに私はニュー・カッスルのランカスター学校を訪れました。そこはいっぱいでした。私はマンチェスターの学校の子どもたちと比較したとき，児童の表情や行為にひじょうに著しい決定的な相違をその教室に入るとすぐ観察したのです。このことによって私はこの相違をもたらした原因が何であったのかを発見したくなったのです。私はもう一度マンチェスターの学校へ戻り，そしてさらに詳細な質問をしてみました。私はマンチェスターの学校の校長をしているパーキンス氏からつぎのことを知りました。その学校では子どもたちがかれの保護のもとにあったのは平均してほぼ4カ月だった，というのです。ニュー・カッスルの学校で同じ質問をしてみますと，子どもたちは平均して4カ年学校に在学しているというのです。その唯一の理由は，マンチェスターでは両親が子どもを幼時からそそのかして作業場へ送っていたというのです（なぜなら法による規制も何もなかったのですから）。これとは反対にニュー・カッスルでは12～14歳以下の子どもの雇用にたいする誘因（inducement）は（両親からも工場主からも—引用者）全くなかったのです」[7]と。これを要約すると工業地帯と非工業地帯とでは児童の就学期間の長短および児童の状態に決定的な差異をもたらすが，それは工場主や両親の児童雇用にたいする誘因が主要な原因をなしているのであり，したがって法的な規制によってこの誘因を制限しなければならない，というのである。このオウエンの証言には，第1にマンチェスターとニュー・カッスルとを比較することの是否の問題があり，ピールもこの点をすばやく指摘しているのだが，しかしこの点についてはより積極的な解明が必要である。つまりオウエンはつねに問題を「綿業導入以後」の段階でとらえようとしており，「もときた道」に戻るわけにはいかない（it is too late to retrace our steps, あるいは we cannot now return to our former state）[8]ことをしばしば強調していることからわかるように，単純に「古き良き時代」とマンチェスターとを対比しているわけではない。ここでのオウエンの眼目は何よりも工場主側の児童労働に対する inducement およびかれらの児童観についてであった。オウエンは別の箇所での証言で「さまざまな工場から親たちにたいして子どもを早く仕事につかせるようにとの勧誘があまりにも強いので，両親たちが子どもを学校にやらなければならないという意向（inclination）をほとんど相殺してしまっていることを知ったのです」[9]とも述べている。

このオウエンの証言にたいし，ピールはオウエンの主張が「児童は教育されうる」という想定（supposition）に立っていることを指摘し，その想定自体がどうなのか，と疑問をなげかけ，さらにもし児童労働が禁止されれば児童はたちまち悪習に染まってしまう，工場で長時間働き賃金を得ているからこそ，かれらは一定の生活が保障されているのだ，という当時の陳腐な規制および禁止反対論をもち出し，子どもの工場雇用がなくなれば家計は苦しくなるという両親の一部の規制反対論をすら最大限に利用し（このようなばらばらな論拠をあげていること自体，ピールの無思想性を説明することに他ならないのだが）オウエンに対しているのである。

(3) 児童教育論をめぐって

つぎのやりとりはピールのオウエンにたいする攻勢的な雰囲気の中で行なわれた。

ピール 「マンチェスターで支払われている工場賃金から判断してもし両親が現在子どもたちが労働している時間，働かせることができなくなったとしても，それは当事者たちにとって大きなそして重大な不利益にならないだろう，とあなたは信じているのですね」

オウエン　「それはまったく逆です」

ピール　「どういうことなのですか」

オウエン　「あらゆる経験に照らして，家庭が子供を仕事にやらないところでは，その家庭は一般的に言って，そうでない家庭に較べて，より気持がよく立派なくらしをしている (in a more comfortable and respectable situation in life) ということを例外なく発見したのです」

ピール　「子どもの収入から週18ペンス抜きとることが家庭にとってつらく感じられないだろうというのですね？」

オウエン　「まったく逆だ (quite the reverse) と思うのです。つまり両親たちは自分たちの子どもを10歳まで働かせないことによって，はるかにずっとプラスになるだろう (would be very much benefited) と信じているのです」[10]

綿業を中心とした機械制大工業の進出は，農村を中心に広汎に存在していた独立織布層の崩壊をひきおこし，家庭の経済的危機をひきおこし，家計補充としての工場児童労働が大量に現出した。家族の維持は児童の工場労働による家計補充によってはじめて可能となった。「教区徒弟」から「自由な児童」に変った。1802年徒弟法はその転換期を巧みに利用し，その立役者ピールは，その法を成立と同時に死法化させることに成功した。1815年のナポレオン戦争の終結は地主階級を除き全社会的な経済危機をもたらし，そのしわよせはもちろん下層労働者階級に向けられた。家計補充としての児童労働はますます一般化し構造化した。

ピールの攻勢はかかるのっぴきならない社会的経済的状況を背景にしていた。このようなときに児童労働の禁止を論ずることがどれほどの説得力・影響力をもつか，は知れていた。にもかかわらずオウエンの児童労働禁止論がピールによっても，当時の支配階級によっても無視しえなかったのは，オウエンの実績によるものであった。上述した二人の論議はかかる事情を前提にして理解される必要がある。

さて，ピールは児童労働の現出および両親の切実な子どもにたいする経済的期待を利用しながらオウエンの主張は全く論外であるといわんばかりの姿勢であるが，自らの児童に対する立場は一貫して「擁護者」ないしは「保護者」としてのそれであった。「私は1802年以来ずっと自由な労働の擁護者 (advocate) であります。……私は自己の意志をもたない児童たちを自由な労働者と呼ぶことはできないと思います。したがって法律によって保護される必要があると考えるのです[12]」。ピールが「児童は自己の意志をもっていない」と主張することの意味は単純ではない。それは意志のない人間であり，本来的に怠惰な生き物であり，したがってかれらは一定の衣食住さえあてがわれれば自然に成長し，大人になっていくものであり，教育によって何かを期待できるものではなく，またかれらは教育を自ら決して望みはしない，ピールの児童観はこのようなものであった。したがって，かれの児童擁護ないしは保護は一定の衣食住がまかなえる条件のもとに児童を置くということ以上の何ものでもなく，かかる発想から，子どもの頽廃を防ぐにも工場で働かせておいた方がよいという主張がでてくるのである。つまり家庭でなくとも工場でも施設でも良かった。さらに衣食住がまかなえる条件の良し悪しがそのまま子どもの道徳を律するものであると考えられたから，ピールにとっては，下層階級になればなるほど，不道徳であるにちがいないし，また両親の子どもに対する愛情ややさしさも低い階層になればなるほど不足しているにちがいないという考えを一貫してもっていた。ピールの児童に対する立場はこのようなものであり，したがってかかる立場から出て来る結論は児童労働規制論ではあっても決して児童労働禁止論ではありえないのである。ピールの「法案」に対する態度は一貫してそのようなものであった。そして法律によってかかる児童（教育）観を国家

的規模にまでおしひろげようとしていたのである。さらに「証人喚問」における両者の論議をみることにしよう。

ピール 「事実として，雇われていない家庭の子どもは一般的にいって，怠惰なのではありませんか」

オウエン 「大都市では数年前，子どもたちのほとんどが路上でのらくらしていたと思いますし，現在でもそれが多くのところで実情であることを心配はしております。しかし人口の多い町のほとんどでは，かなりの数の民衆学校が開かれており，子どもたちはなんの不便も感じることなく，そこに通うことができますし，また現在子どもの教育に対して向けられている関心から見ましても，おそらく子どもたちが街で悪習に染まることなく学校に入れられ，そこで教育を受けることもできることを聞き知っています」[13]

ピールはここでも子どもたちが工場に出て働いているからこそ——しかも長時間——，怠惰にならずに，悪習にもそまらないのであって，もし街頭に放り出されたらたちまち非行化するという規制反対論者[14]の論拠を最大限に利用しているのに対し，オウエンはそれがまったくの口実にすぎないとして積極的に反論している。ピールの児童（人間）怠惰論が前にも述べたオウエンの「児童（人間）は教育されうる」という主張に対しピールがそれ自体が「想定」にすぎないのではないかと疑義を唱えたことと表裏をなしている。さらにピールは「学校が満員でない」事実をとりあげ，それがあたかも子どもが本来的な性向として学校に行きたがらないことの証拠であるかのように主張している。かかる意図露わなピールの質問に対し，オウエンはつねに積極的に反証している姿勢は評価されるべきである。この場合でもオウエンは，マンチェスターとニュー・カッスルでの児童の在学期間の長短の問題をとりあげ，それが工場主たちによる「inducement」に基本的な問題があるのだ，と断固として反論していることはすでに述べた通りである。

さらに例をあげると，オウエンがニュー・ラナアク村の学校で10歳から12歳までの児童の労働時間の削減の結果，かれらの学校への出席率が増加したと数字をあげて主張したのに対し，

ピール 「あなたは子どもたちを学校に行かせるのに，それまでは用いなかった手（means）をつかったのではないのですか」

オウエン 「手段はただ1つです。それは児童により大きな部屋を提供すること，学校に出席することが児童にとって有益であるようにすること，です。私はこれまでそのような手段を整えるのにずいぶん時間をかけました」[15]

ピールが言った手とは強制手段のことであることは，つぎの論議に明らかである。

ピール 「あなたはきっといつも自分で学校に出て，児童を見ているようにしていたのではないのですか。もちろん子どもたちはあなたが注目していたのでは（under your attension）従来よりは義務として（as a matter of duty）学校に来ざるを得ないわけでしょうけれども」

オウエン 「私はこの工場でとった新たな変更（労働時間短縮など）に注意することにしていましたおそらくこの変化により以上の関心を払ったかも知れません。がしかし私はここへ来て（ロンドン—引用者）工場から一通の手紙を受けとりました。私の不在中に児童の出席数が減るのではなく，逆に増加したと書いてあったのには満足しているのです。ここにその出席簿があります。それには時間短縮後の学校の出席者の正確な数がのっております」[16]。

「児童は自己の意志をもたない」ということでピールが主張しようとしていたことの内容はおよそこのようなものであった。

さて，ではオウエンの児童（教育）論はどのようなものであったか。ここでは問題を限定して，オウエンがいかなる立場から10歳未満の児童労働の禁止を主張したのか，について論じることにしてみよう。本項の最初の引用の中でオウエンは，児童労働の禁止が，家庭に「より快適で立派な生活」をもたらし，両親にとっても「はるかにずっとプラスになる」ということ以上のことは述べていないが，しかしこの場合もその意味するところはそれほど単純ではない。

オウエンは第2章第2節に詳述するように，10歳未満の児童労働の禁止をその間の教育の義務づけと不可分のものとして考えていたし，また10歳から12歳までの労働時間を6時間に制限したのも，その残りの時間における教育と実習の義務を不可分なものとして主張したのである。

> ピール　「あなたの意見によれば，子どもたちは12歳になるまえには，工場に引き入られるべきではない，あるいは無理に仕事をさせるべきではない，というのが望ましいし (desirable)，適切 (proper) であろう，というのですね」[17]

とピールは問題の性質を薄めようとしたのに対し，オウエンは「必ずしもそうではありません」と前置きして，児童労働の禁止ないしは制限が教育および実習の義務化と不可分のものであることを断固として主張している。それは決してピールが意図したように desirable なものでも，proper なものでもなく，もし両者の関係がいささかでも歪められることになれば全く無意味なものになってしまうものとして把握していた。つまり教育の義務化なき児童労働の禁止はオウエンにおいてほとんど意味をなさないのであり，また児童労働の禁止なき教育の義務化もまたありえなかった。すなわち，オウエンにあっては労働時間の禁止，制限の問題が同時に教育問題として把えられていた点がきわめて注目されるべき点である。それはなぜか。この問題については第3章で展開することになるので，ここでは簡単にふれておきたいと思う。第1にオウエンは，生産力の発展の重要な要素としてつねに機械学・化学のもつ意味を重視していた。それは産業革命初期の歴史的経過をまさに反映したものであり，かつまたオウエンの経営者としての成功の主因をなしていたみずからの体験から得た確信であった。したがって機械学・化学の国民的規模での習得はオウエンによればそれ自体富の増大をもたらし，したがって幸福の増大をもたらす。第2にオウエンは成長中の世代の特別な教育的意義を認識していた。このことは学問を習得する場合でも同様であった。したがって第1と第2の要因から結論づけられることは，成長中の世代に対する系統的な科学教育，これこそが社会進歩をもたらすもっとも基本的な要因であるという確信がオウエンにあったということである。したがってオウエンには児童は明確に社会の一員であるとの認識があり，いわば社会的分業としてその世代的特徴から児童を過酷な労働から解放して教育を徹底的に受けさせるべきである，という認識があったのである。そこには温情，博愛あるいは擁護，保護とは全く異質なきわめて科学的な児童観を見ることができるのである。したがってかれの児童教育論はオウエンの社会思想のきわめて重要な構造的一環をなしているのである。それゆえに児童労働の禁止あるいは10歳～12歳までの労働時間の制限は決して desirable や proper なものとし捉えられていたのではなく，かれの社会思想から導かれた重要な要求であったのであり，それゆえに，その要求がすこ

しでも薄められれば，オウエンからみればまったく「無価値な」ものにならざるをえなかったのである。そしてかかる立場から，かれは両親を説得し，工場主を説得し，国家を説得しようとかかったのである。この確信がオウエンの「家庭にとってプラスになる」という言葉で表現されたわけであるが，ピールにはかかる思想は単に自己の利益に合致しないからということからだけではなく，そういう思想自体が理解することさえできなかったのであろう。そしてそのことは単にピールにおいてそうであっただけではなく，おそらく当時の常識を越えた革命的見地であったことは間違いなく，それゆえに，オウエンをしてその時代のさまざまな思想的潮流から抜きん出ていわゆる空想的社会主義者と呼ばれる所以があったのである。

(4) 若干の経済問題をめぐって

オウエンはかれの提起した「法案」がすべての当事者 (parties)——国家・工場主・労働者・親子ども——にとって有益であることを繰返し強調しているが，しかし現実にはすべての当事者のそれぞれないしは大部分から「法案」が不利益になるということで反対されているのである。とりわけ (近代的) 大工場主からの反論は主として経済的効果の点からピールを代弁者として執拗に繰返されているが，しかしその議論は結論的に言えば，オウエンの思想性の優位さと「空想的社会主義者オウエン」の内実とをますます明らかにするものとなっているが，オウエン研究の真の成果はこの問題におけるオウエンの思想の論理構造をいかに科学的に分析しうるかにかかわっているといっても過言ではないのである。しかし本項でもやはり検討の範囲を「証人喚問」での論議の範囲内に限定し，その全面的理論的検討は第3章および別の機会に論ずることにしたい。

第1の問題は「労働時間削減」をめぐる問題である。オウエンのこの主張が労働の禁止が10歳未満の児童に向けられているのに対し，労働者全体を対象としている点をまず確認しておく必要がある。

> ピール 「あなたの労働時間の変更 (11時間45分から10時間45分への短縮—引用者) によってもたらされた効果は何ですか」
> オウエン 「工場に雇われている住民の全環境の安全な変化です」[18]

さてオウエンは「労働時間削減」のねらいが一方では労働者全体の状態改善であると同時に他方で「生産量の増大」にあると明確に述べている。この両者の一見して矛盾するねらいはオウエンにおいていかに内的に統一されていたのか，そしてピールはそのオウエンの主張にたいしていかなる態度をとったか，これが第1の問題である。結論的に言えば両者の根本的相違は「生産量の増大」をもたらす要因にたいする認識の相違 (それぞれの認識に立たざるを得ない両者の実践的立場の相違は一応捨象することにして) に求められるであろう。

オウエンは「きわめて正確な計算にもとづいて」[19] (from very accurate calculation)「労働時間短縮を実施した結果，それは「仕事量の増大」をもたらしたことを自らの経験にもとづいて強調したことに関連して，ピールはかなり乱暴に結論づけて「本委員会は1月1日以降 (オウエンは1816年1月1日に労働時間を1時間削減して10時間45分とした—引用者)，機械はスピード化されたと了解します」[20] と述べ，労働時間が一定であれば生産量の増減はもっぱら機械のスピードの速さに依存すると信じて疑わないピールの認識を暴露しているが，それに対して当事者であるオウエンは「機械が早められたかどうかは私は本当は分りません」[21] と反論し，労働時間を一定とした場合，生産量の増減を規定するのは機械のスピードのみに求めら

れるのではなく「私はそれはさまざまな事情に依存する (it depends on a variety of circumstances) と思います。すなわち綿花の品質，その紡績のための準備，機械，職工 (hands) の敏捷さ，みずからの義務を遂行しようとするかれらの自発性 (willingness) と能力 (ability) に依存しているのです」[21] と述べ，さらに職工の注意力を高め，破損を防止し，機械にたいして注意を集中させ労働時間を厳守すること，そして仕事に進んで興味をもつことができる人間かそうでない人間かによっても仕事量の増減に大きな影響をおよぼすと証言している。オウエンはかかる認識からかれ独自の「労務管理」論を導き出している。すなわち「労働者にたいするこのような管理はかれらをまじめにするのに，またかれらが強制されて義務を遂行するときよりも，かれらからより以上のものを得るのに，もっともふさわしいものなのです」[22] と。これにたいしピールは有力な反証ができずに，部分的にかれ得意な論理のすりかえをもて遊んでいるにすぎない。すなわちオウエンが仕事量の増減がさまざまな事情に依存するものであって，機械のスピードにのみ求められるべきではないと主張したのにたいし，ピールは仕事量の増減が労働時間の長短かもしくは機械のスピードの早さ遅さによる以外にはないというかれの認識にもとづき，それならば仕事量の増減は労働時間の長短に必ずしも求められないのではないかとして労働時間削減の必要性を否定しようとしたり，またオウエンが「今の場合においては」(in the present instance——つまり1816年1月1日からこの証言の日 (5月2日) までの短期間ではの意味—引用者) と前置きして，その場合はさまざまな諸事情の中でも多くの要素は一定であるから，したがって仕事量の増減は労働時間の長短にもっぱら依存する，と条件つきで述べたことに対して，ピールは「今の場合においては」の部分[22] を一方的に無視してそれをオウエンの一般論のようにすりかえ，労働時間の短縮は仕事量の減少をもたらすのではないか，と反論してみたりしている。さらに前述したオウエンの証言の中の「きわめて正確な計算によれば」の部分やかれの労務管理論をとらえて，かれの労働時間短縮の真のねらいは結局はブルジョア的生産性向上を目論んでいたのだとする一部の解釈（ピールでさえこのことをあからさまには言えなかったが）がある[23] が，それらの解釈についての検討は第3章その他で論じたいと思う。

第2の問題はオウエンの「資本主義」認識に関してである。上述の第1の問題は，かれの資本主義認識についての分析を媒介することなくしては解明できない。オウエンが「資本主義」特有の諸現象のいくつかの側面をどんなに鋭く認識しえたとしても，資本主義社会の経済構造の基本的認識があったかどうかは全く別の問題である。

ピールはニュー・ラナアク村での学校施設や商業施設が誰の費用によってまかなわれているのか，とオウエンに質問したのにたいし，オウエンはつぎのように答えている。

> 「直接的には，その会社の費用で (at the expense of the establishment) まかなわれていますが，全く文字通り正確には住民たち自身によって (by the people themselves) 維持されているのです。……この会社からどれほどの収益 (profit) があがったかということはその時推測されますし，その収益は働く人々自身の共通の利益のために (for the general benefit of the work people themselves) 用いられるべきであります。そしてこれから学校施設は他と同様に余剰収益 (surplus profit) によってまかなわれているのです。……その余剰収益はともかくこれらの学校施設の費用をささえるのに十分だったのです。そんな訳ですから，それらは文字通り人々自身の手で組織されてきたわけです」[24]。

オウエンは本来的な社会においては公共的性格をもつ社会的な営みおよびその施設の経済

的物質的基礎は製造業を中心とする産業ならびに商業からの余剰収益によってあてられるべきであると認識していた。かれは製造業が生み出した全収益はその当事者（工場主あるいは資本家，労働者）に対する正当な分け前としての収益と，それを上回る余剰収益（surplus profit）を構成し，その余剰収益は国家が管理し公共的性格をもつ諸施設に支出されるべきであると主張しているのである。オウエンはニュー・ラナアク村を「統治」すると表現しているが，この「統治」の基本原理はまたかかるものであったのであり，かつまた全社会の統治原理もまたかかるものであるべきだと主張しようとしたのである。かかる立場に立ったオウエンの現実社会（＝「資本主義」）認識はしたがって，この公共的性格をもつべき余剰収益にたいする私物化傾向が一般的な社会であり，さらに余剰収益のみならず，収益にたいしても搾取・収奪しようとする傾向が支配的な社会である，という程度のものであった。このような経済認識が資本主義社会の経済構造の基本法則の認識とは全く相容れないことは言うまでもないことではあるが，しかしオウエンが現実社会の経済構造をどこまで深くとらえ得たか，を明らかにすることは思想研究としては必要であることもまた事実である。かかる立場からオウエンの経済認識を解明することは第3章にゆずることにして，ここではピールとの関連でなぜオウエンがかかる経済認識をもつようになったのか，について若干触れておきたいと思う。

オウエンのかかる経済認識は実践的には余剰収益および他人の（＝労働者）の「収益」を収奪「搾取」しようとする工場主・資本家の傾向に反対することであった。その限りでの「資本家」（常識的な意味での—武田）との対決はオウエンの経済認識をもってしても不可避的であった。ピールのオウエンに対する態度も基本的にはオウエンのこのような経済認識とそれにもとづく諸実践・諸要求に対してとられたものであった。

ところでわれわれは視点をかえてなぜオウエンがかかる経済認識にたいし，その後も変わらぬ確信をもちつづけたのか，を解明しておく必要がある。第1に確認しておかなければならないのは，オウエンが自己の経済認識をかなりな期間確信としてもちつづけたことは，逆にいえば，かかる認識とそれにもとづく諸実践がある程度当時にあっては現実的に検証可能たらしめた客観的諸条件が存在していたということである。その第1は資本主義発展段階の当時における特殊性にかかわり，第2には政治過程上の当時における特殊性にかかわり，第3には経済学理論の当時における発展水準にかかわる。それぞれについてここで展開するのは本章の課題としてはふさわしくないので，結論だけを言えば，産業資本主義段階の初期における経営上の「成功」がすぐれて超過利潤（surplus value—オウエンの「余剰収益」（surplus profit）と異なる点に注意されたし—武田）とかかわっていること[25]，したがって資本家的資質よりも実務的経営的手腕と個人的資質（機械の操作，およびその発明・改良ならびに原料選択能力など）が，さらに極端に言えば搾取の度合によってではなく，技術ないしは科学，能力等が「成功」をもたらす主要な要素であった特殊一時期（もちろんかかる意味での「成功」と資本家的成功の同時的存在は矛盾しない）の問題と，従来の地主貴族階級から新興ブルジョアジーへの議会内での勢力比の接近によるさまざまな社会的政治的諸要求の実現可能性という幻想を一般的にもたらした時期の問題，さらには余剰収益（surplus profit）として一般的に認識されていた価値物の形成過程への分析と，その価値物に対する私物化（つまり私的領有）の必然性の解明（＝経済学）の未発達な時期，すなわち生産手段の私的領有として明確に一般的かつ理論的に理解されていなかった時期の問題，かかる主として3つの側面における客観的諸条件にオウエンの経済認識が照応していたと考えられるのである。いずれにしてもかかるきわめて特殊的に検証可能であった制

約された経済理論を一般的普遍的なものとして，高め堅持したところにオウエンの実践上の偉大さと不幸があった。

(5) ピールの喚問のその他の特徴

a. 思想攻撃

オウエンは「法案」要求を自己の思想とは一応切り離して思想・信条の違いを越えて誰でもが賛成してくれる要求として提起した。しかしオウエンにとって「ほんのちょっぴりのとるに足らぬ救済」であり「わが国の諸工場の中の一部の工場で働く人々にさしのべるだけの法案[26]」であったにもかかわらず，ピールはこれを思想攻撃の対象にしているのである。

ピール　「あなたの教育制度の中に何か独特なもの (anything peculiar) がありますか」[27]

オウエンがこれにたいしピールが期待したようには答えなかったので，さらにつづけて

ピール　「あなたは子どもたちにどのような宗教教育を与えるのですか」

とせまった。この時はピールはすでにオウエンの『新社会観』を読んだと述べていることから，当然オウエンの宗教教育論について知っていたのである。したがってここでのピールのねらいはオウエン自身の口からかれの宗教教育否定論ないしは宗教否定論を言わせることによって委員会に出席している人々にオウエンに対する警戒心を喚起することにあったのである。はたせるかなピール委員会の存続中に，オウエンの思想が「危険思想」であるという「証人」を仕立て上げ，オウエンを告訴するという事件が別の証人によってひき起されたのである。ピールはさらに思想攻撃をつづけている。

ピール　「(あなたの) 諸原理の中になにか大きな目新しいこと (any great novelty はないというのですか」

オウエン　「まったくありません」[28]

ここでピールがしきりと「なにか目新しいもの」をオウエンから聞き出したがっているその意図は，宗教教育論だけではなく，オウエンの思想全体に対するその革新的民主主義的性格 (あるいは空想的社会主義的性格) をオウエンの口からひき出そうとしていることは明白である。それに対しオウエンは自分には何ら新しいものはなく，たんに「古い諸原理の新しい組合せ[29]」(put old principles in practice… under… new conbinations) にすぎないと慎重に述べてピールの攻撃を避けている。

b. 論理のすりかえ

これらについては枚挙にいとまがない。1，2の例をあげるだけにしたいと思う。オウエンがニュー・ラナアク工場の児童の状態を前支配人であるデール時代のそれと比べて著しく改善されている原因を，労働時間を45分短縮したからであると述べたことをとりあげ，

ピール　「ではあなたはもし10歳の子どもが毎日45分余計に仕事をすれば，その結果かれらの成長が阻止され萎縮し，もし45分少なく仕事をすれば成長もストップしないし萎縮しないと考えているのですね」

とあたかも45分が児童の萎縮と成長の境界をなしているのように問題をすりかえようとしているのに対し，オウエンは「いいえ，そんなふうに考えているのではありません。しかし45分以上も短縮されて働けるようになれば (子どもの発育は―武田) いちじるしく良くなるのだろ

うと理解しているのです」[30] と反論している。

またピールはニュー・ラナアク村で酒類が販売されている事実にもとづいて，ウイスキーの消費量の増加と人々の道徳との関係をオウエンにたずねたのに対し

> オウエン 「それはさまざまな事情によるでしょう。もし多くの人々がこれまでに少量の場合はのぞいてウイスキーをほとんど手にする習慣がなかったとすれば，販売額が増大することがあるかも知れませんが，がしかし誰だってそれだけで一層（道徳的に―引用者）悪くはならないでしょう」
> ピール 「では当委員会としては，あなたの判断によれば，ウイスキーの消費量の実質的な増加は人々の道徳のいっそうの改善と両立すると了解していいですね？」
> オウエン 「いいえ」[31]

すでにオウエンの諸著作に目を通し，かれの思想の概要を把握していたピールのこのような質問の意図は，もはやほとんど説明する必要はないであろう。

c. そ の 他

ピールは自己の立場に不利と思われるオウエンの証言にたいしては，その証言の論拠そのものを否定することにいかに細心の注意をはらったかは，両者の問答を通じて一貫していた。たとえばピールはオウエンの証言の情報源についてつねに注目し，それが人から聞いた情報であった場合は，それはたんなる噂にすぎない，とか「hoax people」[32]（たぶらかし屋）のたわ言にすぎないとか，記憶そのものが不正確である，などと追求して自己に不利な証言の抹殺を図ろうとした。またオウエンの証言の性質について，それがオウエン自身の観察・感覚に依存している場合にはピールはその客観性を疑い，調査・記録に，あるいは量的・数的根拠づけに基づくべきことをさかんに強調している。例えば工場の温度の状態についてオウエンが温度計によらないで feeling にたよったことをしつこく追求したり，筋ちがいの記録や数字（私生児数，工場地帯の死亡，埋葬記録，ある工場の石炭価格，工場児童の正確な数など）を求めている。オウエンはこれらに対し筋ちがいな質問には答える必要はない，正確な数字は対象そのものが刻刻変化するから把握不能である，あるいは「お役所的な調査」[33]（any official investigation）の欺瞞性を主張するなど，毅然として反論しているのである。

第2節 「証人喚問」の性格

従来の研究でピール委員会とは別個にこの「証人喚問」自体に言及したものはほとんど皆無であるがピール委員会にたいする評価とあわせて言及したものとしては最近では戸塚氏のすでにのべた評価がある。しかしわれわれはこの評価にはただちには同意しがたいと考える。3カ月にわたる「証人喚問」の詳細な展開および分析は本論の対象たりえないが，本節では，われわれの結論，すなわち「証人喚問」の全体的かつ基本的な性格をみるかぎり，そこには委員長ピールの強力かつ巧妙な演出とその露骨な意図を見出すのであり，その意図とはすなわちオウエンを孤立化させ，かれの影響力を弱め，「法案」からオウエン的性格を除去し，さらには「法案」反対の世論を確立すること，まさにこの点にあったことを論証するのに必要なかぎりの叙述にとどめたいと思う。一応証言の順序にしたがって検討していこう。

ピールは証人の第1番手としてブキャナン[34]（A. Buchanan）を登場させたのであるが，かれは反オウエン，反『法案』の旗手として明確に位置づけられていた。そのことはかれの証言がのちに一貫してオウエンならびに「法案」賛成論者の主張にたいする反論としてピールによってしばしば利用されていることからも明らかである。ブキャナンは証言の中で概ねつぎのよう

に述べている。6, 7歳の工場で働く児童は不健康でもないし苦痛を受けているわけでもない。ましてや不具になどなっていない。それどころかかれらは成人になるにつれたくましい人間(stout people)になっていくのであり，それゆえに両親たちも子どもたちを工場へやりたがり，かえってその申込みを拒否するのが大変なほどである。したがって児童の労働時間を制限する法案など全く必要はなく，むしろ提案されているような「法案」によってすべての当事者が不利益を蒙むることになるだろう。また児童の教育についても現に会社の費用で行なっているのでさらに法的に義務づける必要はまったくない，というものである。この間のピールの喚問の仕方はあたかもかれの同質の証言をいっそう促したり，同意を与えることに終始しているのである[35]。

ピールはブキャナンにつづいてオウエンを喚問する。オウエンとの応答は前後6回におよんでおり，その内容はすでに第1節で行なったとおりであるが，ピールはこのオウエンの証言を1回1回分断し，その間に数人の証人をはさんでいる。それは前半と後半に分けることができ，前半は医師の証言，後半は主として綿紡績業者以外の製造業者（陶器，絹，帽子）および商人，治安判事の証言となっている。前半の医師たちの証言については，かれらが異口同音に工場における児童労働が医学的に見てきわめて有害であると証言したのに対し，ピールはかれらが現実の工場での児童労働の実態を知らないことを非難し，さらにピールはブキャナンが提出した死亡統計――かれはこれを工場無害論の資料として提出したのである――を再三再四にわたってとりあげ，それが工場無害の証拠にならないのかとつめよった。医師たちはその統計の「算定上の虚偽」[36](great fallacy in that calculation)を暴露してピールに反論している。だがしかしピールにとってはこれら医師たちの証言は，あたかも自己の「証人」選択の公平さを誇示しているようにみせかけるために必要であったのと同時に，実は工場児童労働の「規制」論に利用すべく積極的に位置づけていたのであり，オウエンの「禁止論」の孤立化をいっそうおしすすめることを意図していたと思われるのである。後半の綿紡績業者以外の証言は「法案」反対がさまざまな産業部門の当事者の見解であることを強く印象づけるために配置されていたことは明白である。このことは，すでに第1節で述べたオウエンの「全当事者＝受益者論」に対する反論として用意されたのである

さて，ほぼ3カ月にわたる「証人喚問」の前半はこのような推移で進行し，それをまとめるような形で5月21日ピール自身が証言に立った。ピールは証言に先立って報告書を提出し，その中でピール委員会の前に「証人喚問」を設定したことの理由を述べている[37]。それは用意されている「法案」は十分熟慮するに価するものであるから，残り少ない会期中では十分討論が尽くせない，したがってより多くの人々の所見を得る必要がある，というものであった。しかしピールは同じ報告書の中で「法案」の処理について陶器業者等による何らかの強い圧力があったことなどをほのめかしているように，「多くの人々の所見を得る」ということの意味は，すでに進行している「証人喚問」の経過をみて明らかなように，巧妙な証人配置によるオウエンの孤立化，反オウエン的世論の形成という意図が背後に隠されていたことは容易に推測しうるであろう。この報告書につづいてピールは今回限りの議長ラッシェルスとの長時間にわたる応答の中で，いわゆる1802年徒弟法を成立させたのが自分であり，それがきわめて有効なものであったことを強調し，また今回の「法案」にたいしても成立させる熱意があることを繰返し述べている[38]が，しかしそれがある意図にもとづくゼスチャーにすぎなかったことは，ピール自身今度の「法案」の内容についての具体的積極的提起が証言のなかでまったくなされな

かったことからみても明らかである。長時間にもかかわらずかれの証言の多くは非生産的なものであった。

ピールの証言を境に「証人喚問」は後半に入るが，後半は証人の多くが綿紡績業者であるという点で前半と全く異なる展開をしめす。基本的な点についていえば，その構成から当然の帰結として「法案」に反対であることを一層鮮明に印象づけることがピールによって意図されていたことは明らかであるが，同時にピール自身のイニシャティヴにもとづいてオウエン個人の影響力を低下させるさまざまな誘導尋問ごとき質問がおこなわれたことは指摘しておく必要がある。ひとつの例をあげれば，グラスゴウの大商会の合資人の1人であるボウグル (A. Bogle) がかれの証言の中で隣接しているオウエンの工場からよりましな賃金をもとめてかれの工場に移ってきた1人の少女がいると述べたことにピールは注目し，オウエン攻撃の材料にしようとして証人ボウグルに尋ねている。「その婦人は (オウエンの工場で) ダンスをするかわりに賃金をもらえなかったのを不満としていたのですか」[39] と。またピールはオウエンの工場で大量のウイスキーを入手し飲酒する習慣があるのかどうかまたそのことを調査し確認することができるかどうかを証人ボウグルに要求している。このウイスキーについては，すでに第1節でのピールとオウエンとの応答の中でも論じられていることから，ピールが一貫して「証人喚問」を通してオウエン攻撃の材料をさがしもとめていたことは明らかである。

以上見てきたように「証人喚問」の基本的性格は「はげしい原理上のたたかい」というよりも，むしろピールの強力なイニシャティヴのもとで巧妙に仕組まれた演出と把えるべきであり，そうすることによってピールがねらった唯一のねらいは言うまでもなくオウエンを孤立化させ，かれの影響力を弱め，「法案」のオウエン的性格を除去し，さらに「法案」反対論の世論を確立することにあったのである。第1節のピールとオウエンの応答も以上の文脈の中ではじめて客観的にとらえられるであろうし，その後の「法案」の推移および1819年法の成立過程もはじめて正しく解明されるであろう。

注

1) Hansard's The Parliamentary Debates (以下 Hansard と略す), 1815, Vol. 31, pp. 624-625.
2) The Life of Robert Owen, 1857, p. 116, 五島訳「オウエン自叙伝」(岩波文庫), pp. 211-212.
3) この記録は速記録の形で Report of the Minutes of Evidence taken before the Select Committee on the State of the Children employed in the Manufactories of the United Kingdom, 1816. —The IUP series of British Parliamentary Papers, Children's Employment 1 (以下 R.S.C. 1816 と略す) に収録されている。
4) 戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』(1966, 未来社), p. 251.
5) R. Owen, Observations on the Cotton Trade, 1815. —The Life of Robert Owen, IA. Appendix F, pp. 16-18.
6) R.S.C. 1816, p. 25.
7) ibid., p. 24.
8) R. Owen, Observation on the Cotton Trade, op. cit. p. 23.
9) R.S.C. 1816, op. cit. p. 23.
10) ibid., p. 37.
11) ibid., p. 24.
12) Hansard's The Parliamentary Debates, 1818, Vol. 37, p. 581.
13) R.S.C. 1816, p. 37.

14) 「証人喚問」での他の証人——たとえば J. メイヤー, H. ホウルズワース——たちはさかんにこの論拠を用いている——R.S.C. p. 56, p. 236 など。
15) R.S.C. 1816, p. 26. なお傍点部分が他の合資人との関係を反映していることは言うまでもない。
16) ibid., p. 40.
17) ibid., p. 24.
18) ibid., p. 90.
19) ibid., p. 90.
20) ibid., p. 93.
21) ibid., p. 93.
22) ibid., p. 94.
23) たとえば永井義雄『イギリス急進主義の研究』(お茶の水, 1962), 水田洋他著『社会思想史概論』(岩波, 1962), 第3部第1章, 戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』(未来社, 1966), p. 253 など。
24) ibid., p. 22.
25) A. L. Morton「The Life of Robert Owen.」(1962, London), p. 18 および拙論「オウエンにおける「合資関係」変遷の思想的意味」(北大教育学部教育史研究室資料『教育史論考』1972, 所収), p. 29.
26) Owen, On the Employment of Children in Manufactories, 1818, p. 136. 渡辺義晴訳「工場における児童の雇用について」(明治図書, 世界教育学選集, 26), p. 67.
27) R.S.C. 1816, p. 26.
28) R.S.C. 1816, p. 27.
29) R.S.C. 1816, p. 26.
30) R.S.C. 1816, p. 25.
31) R.S.C. 1816, p. 95.
32) R.S.C. 1816, p. 88.
33) R.S.C. 1816, p. 87.
34) オウエンは『自叙伝』の中で「自分のところの普通の番手すなわち細さの点で一番私に迫っていた競争者はアーチィボウルド・ブキャナンなる人であった。……」と述べている。op. cit. The Life of Robert Owen, p. 35, 訳 p. 72.
35) R.S.C. 1816, pp. 5-11, 16-20, 49-52.
36) R.C.S. 1816, p. 35.
37) R.S.C. 1816, p. 133.
38) R.S.C. 1816, pp. 133-144.
39) R.S.C. 1816, p. 167.

第2章　1815年「法案」から1819年工場法へ

第1節　「グラスゴウ集会」とその後

1815年1月末, グラスゴウのトンタインホールにおいて, スコットランドの製造業者の集会が市長司会のもとに催された。この年はいわゆるナポレオン戦争がようやく終結した年であり, イギリスの議会および政府はこの年にいたるまで一貫して戦時の必要という立場から重税を課し, 地主階級をのぞく国民各層の疲弊は極度に達していた。それはスコットランドの商工業者, とりわけ上昇の一途をたどる綿紡績業者にとっても綿花輸入関税にたいする絶えざる高率引上げ等によって決して例外ではありえず, その打開策を当局に求めるべくこの集会が開かれたのであった[1]。

一方，前年に『新社会観』を出版し，その主旨において「賛同」する新たな合資人を得，総支配人兼合資人筆頭として，工場経営者というよりも社会変革者としての性格を強めていたオウエン[2]は，その著者の中で展開した自らの理念を社会全体に適応すべく第1歩を踏みはじめていた。「自分の『新社会観』を世に公けにしてから私の注意は一転して公的性格をもった諸方策に向った」[3]。その「第1歩」がこのグラスゴウでの集会であった。輸入綿花にたいする高率関税を撤廃 (repeal) せよ，この要求で一致した主なる製造業者のほとんどがこの集会に出席した。オウエンは会の主催者側の一人としてこの会の開かれた目的を述べたあと，2つの提案をふくむ報告をおこなった。すなわち関税撤廃についての提案と，工場労働者の状態改善についての提案，である。

第1の提案がはじまった。注 (1) でも述べたように，オウエンはそのねらいはともかくとして――実はこの点が問題なのだが――一貫して関税撤廃論者であったから，かれの熱っぽい演説は他の製造業者たちに深い感銘を与えた。オウエンはおおむねつぎのように述べた。われわれがかかえている問題はもはや綿業に従事している者だけではなく，全国民の重大事となっている。綿業は他の亜麻・羊毛業とは異なり政府の保護もなく，逆に国家的な圧迫に抗しつつかくもめざましく拡大増加してきたのである。その上に関税とはどういうことか。綿製品の多目的性・安価・生産の容易さ，などはそれが人類の日常的な衣料となるように運命づけられているのであり，しかるにこの産業にこそ政治的配慮が必要なのだ。しかも戦争が終結した今日，われわれは新たに生じた競争に対処する準備をしておかなければならない。にもかかわらず現に政府のやっていることはどうだ。大陸のわれわれのライバルを結果的に援助していることになっているではないか。もし綿花に対する輸入関税を今後も続けようとするならば，綿業に依存していた非常に多くの産業部門が倒れてしまうのだ。もしわれわれが原料の自由輸入を得るならば，これらの競争と十分に争うことができる。また政府はそれをする力があるのだ。さもなければわれわれ自身が大陸のライバルに席を明け渡さなければならない日が早晩やってくるにちがいない，と[4]。オウエンは綿業がその固有の性質のゆえに，一国の基幹産業とならざるをえず，また大陸――とくにアメリカ合衆国――における綿業の発展に注目するならば，従来の政策では，綿業のみならずそれに依存する他の全産業に重大な結果をもたらすであろう，と単に一産業部門の利益の代弁者としてではなく，国民全体の利益を擁護する社会変革論者の立場から政府に迫ったのである。この提案は「満場一致拍手をもって通過した」[5]。だが，かれらの賛成がそれが自己の企業の利益に合致するかぎりのものであったことは注意しなければならない。かれらには綿業にたいするオウエン的認識などは皆無であった。このことはオウエンがひきつづき報告する第2の提案にたいするかれらの態度によって，いっそう明瞭となるのである。いずれにしても第1の提案はかれらに「深い」感銘をもって迎えられたのである。

さて，オウエンはすでに参会者との間に微妙なしかも質的な相違を敏感に肌に感じながらひきつづき第2の，すなわち工場労働者の状態を改善する方策についての提案に入っていった。かれは述べた。一部の政治家は綿業は有害であると言い，またそれは一般的な国民感情とさえなっている。しかしもし綿業が存在しなかったとしたらどうだろうか。綿業はまさにその固有の性質から一国の主要産業になったのであり，すでに国富の主柱となっているのである。他産業をもって代替させるわけにはいかないし，かつ「もときた道」にもどるわけにはいかない。問題は綿業によってもたらされる「悲しむべき結果」に対処することに直面することである。その最良の方策は議会の「法案」を得ることである，と[6]。そしてその法案の骨子として次の

3点をあげた。(1) 12歳以前の子どもを綿工場その他の機械工場で雇用しないこと，(2) そこでの労働時間は昼食と休養のための1時間半をふくめて1日12時間を越えてはならないこと，(3) 子どもたちが読み，書き，四則ができ，また少女たちが簡単な縫い方ができるまでは，きめられた時間のすんだあとでも工場に受け入れさせてはならないこと，(4) その教育は国家の手で行なわれなければならないこと，であった[7]。

しかし予想されるとおり，オウエンの提案に賛成しようとするものは「一人もなかった」[8]。しかもオウエンがこの提案を検討する時間をもうけるために参会者に会を数日後に再会するよう訴えたにもかかわらず[9]。「そこで私はかれらとこの会合の仕事をすすめてゆく気が失せ，そのためにそれ（集会―引用者）はものにはならなかった。しかし私はかれらに言った。自分は両案についてはかれらとは独立に自分の道 (my own course) をとるつもりだと」[10]。

以上の推移から見て明らかなように，オウエンにとっては，第2の提案が拒否されることは，第1の提案，つまり提案全体が拒否されることを意味していた。第1の提案は第2の提案を実現するために必要であったのであり，また第2の提案は第1の提案を前提にしてはじめて可能であると認識されていたのである。他の製造業者においては全く相対立するこの2提案がオウエンにおいて不離一体のものとして，また内的に統一されたものとして把握されていたのである。では両提案を内的に統一的に把握するオウエンの論理構造はいかなるものであったのだろうか。この問題の解明は，オウエンの社会観と社会変革論を明らかにする重要な鍵である。この解明は第3章の主要な課題の1つとなるので，ここでは述べないことにする。

さらに注意が必要な点は，第2の提案が，たんに児童労働（者）の状態とその改善について言っているのではない，ということである。オウエンはこの提案の中で，つねに法案の対象を「小児その他 (children and others)」あるいは「かれら（工場主―引用者）が雇っている人々 (those whom they employed)」と慎重に表現しているように，かれにとって問題なのは工場制度 (manufaeturing system) によって「悲しむべき結果」を余儀なくされている人々であった[11]。にもかかわらず，オウエンが児童を重視するのは，かれの社会観との密接な関連の中で把握されねばならない。それはけっしてオウエンの「博愛性」や「温情性」から説明されるものではなく，きわめて社会主義的性格を帯びたかれ独自の社会観の必然的結果であった。

さて，オウエンのいう「自分の道」とはどのようなものであったろうか。オウエンがまず着手したことはこの2提案の公表と政府交渉であった。公表はロンドンの諸新聞とグラスゴウの「Glasgow Chronicles」，その他の地方新聞での発表，およびグラスゴウ市長と両院の各議員にたいする文書送付であった。ひきつづいてかれは政府交渉のためにロンドンにおもむいた。『自叙伝』によれば「政府は……私の見解にもまた賛成」[12] ということであったが，この賛成には若干の注意が必要である。当時議会内にはすでに新旧入りみだれ，その勢力関係は錯綜していた。院外における政治勢力もそれを反映していた[13]。しかし支配的な政治傾向は依然としてトーリー派を中心とする保守主義であり，とくにナポレオン戦争終結 (1815) 後はいわゆる反動時代があらわれ，地主階級の利害が優先され，貧農・中産階級はその犠牲を強いられていた[14]。そういう状況であったからある要求に対する政府あるいは議員の態度はきわめて「政治的」にならざるをえず，そのたてまえと本音はしばしば逆になることもあった。さて政府はオウエンにたいし，オウエンが努力して法案を通過させることができれば，という条件？　つきでその法案に賛意を表明したのであるが，しかし政府の真の意図は，一方では勝手にやれ，ということであり，他方では伸長しつつある産業ブルジョアジーにたいする牽制でもあったのではない

か。さらに注意を要するのは，オウエンが政府から一応の賛意を得ながらも，新興ブルジョアジーが議会内に胎頭してきている状況がかれの法案を通過させるのに不利であるとオウエンをして明白に認識させた[15]ことである。このことはすでに「グラスゴウ集会」での他の製造業者たちの態度からみて当然であるとも言えるが，さらに言えば，すでにオウエンがこの時期において胎頭しつつある製造業者群にたいして一定の距離をおいて対応していたことを意味している。もちろんオウエンがこれら製造業者群たちに対しどこまで「新興ブルジョアジー」として把握しえたかどうかは別の問題である。

オウエンには，しかしながら，政府の態度も煮えきらなかった[16]。そこでかれは個々の両院の指導的議員に働きかけ，「多くの人びとからその案の支持が約された[17]」。この支持は政府の示した賛意と同様注意を要する。かれオウエンはこの案を強く支持した議員の一人として下院議員ラッシェルス (Lord Lascelles) をあげている。ラッシェルスが強く支持した背景はこうである。『自叙伝』によれば，ある法案が議案として議会に提出されるには，その法案を支持する議員の一定数とそれを下院で提案する者とが必要であったようであり，そのために，この法案をめぐって両院議員を中心とした会合が2回もたれた。いずれもウエストミンスターのニュー・パレス・ヤードのキングズアーム・ホテルで開かれたが第1回目は，支持し推せんする両院議員の初会合であったようだ。ここでは，ともかく議会に提出する方がよい，という点が確認された。つぎの会合はラッシェルスとオウエンとの連名で開かれた。この目的は下院への提案者を検討することであり，前回の中でもとりわけ「指導的な議員たち」が集まった。オウエンは当時下院に席をもっている製造業者たちに対しては——R. ピールもふくめて——一定の距離をもって接していたようである[18]から，ここでいう両院の(指導的)議員はおそらくすでに述べたような当時の政府の与党的存在としての「指導的議員」であっただろうと思われる。したがってかれらがオウエンの提案に対して賛意を表明したことの意味は，必ずしも単純ではなかったのである。事実，この時点でオウエンの「法案」に「強く支持した」，「指導的議員」の一人であったラッシェルス——当時子爵であり，またピール委員会の委員——は後にこの「法案」にたいする有力な反対論者として活躍するのである[19]。それはさておき，この会合の中での結論はロバアト・ピールが提案者として最適任者ではないか，ということであった。そこでこの会合の後，オウエンはピールを訪問することになったのである。

第2節 R. ピールとの交渉

「自叙伝』によれば，この頃オウエンはピールと一度も面識がなく，オウエンが「グラスゴウ集会」の後ロンドンに来て政界にたいして積極的な働きかけを行なっていたにもかかわらず，ピールを訪ねてはいなかった。ところで「私 (オウエン—引用者) はかれ (ピール—引用者) や他の議会にいる製造業者には決して交渉しなかった」[20]とオウエンが語気を強めて述べているのはなぜか。それはピールが「議会に席をもつ製造業者」であり，かつ「政府および議会いずれにも羽振りがよかった」ことがオウエンには気になることであり，さきの集会でのピールと交渉してみてはどうかというアドバイスにたいしても必ずしも積極的にはなれず，「もし彼 (ピール—引用者) がよろこんで引受けるのなら，彼をとやかくいうことは私にはできなかった」という程度に受けとめていたにすぎなかった。またピールの方も前述した集会等にも一度も顔を出さず，おそらく当時かれはオウエンにたいして何らの関心も示していなかったのではないかと思われる。ともかくとしてオウエンはピールを訪問することになった。

ここでわれわれはピールの政治的立場について若干言及しておきたいと思う[21]。ピール家は裕福なヨーマン層に属していたが早くから製造業を営み，他の多くの独立織布工がなめた悲惨を経験することなく「富と社会的地位とに向かって順調な足取りですすんでいった」。ピールはとりわけすぐれた素質と活動力を発揮し，すでに1788年に児童1,000人をふくむ大紡績工場を設立した。（オウエンはこの翌年ジョーンズと二人で小規模のミール機械製造業を開始したばかりであった)。ピールは1790年上院議員に選出され，いち早くトーリー党に所属し，ピット内閣にたいし財政・軍事面での熱烈な支持をおくったことはよく知られている。ピールの下院議員の活躍としては1802年徒弟法を通過させことによってのみ知られているが，この1802年法がいかなる事情のもとで議会を通過したかについては前章で述べた通りである。いずれにしてもピールが「生涯を通じて自由放任の徹底的な信奉者の１人」であり「1802年の前後を通じて徒弟制度の旧規則や総じて産業に何らかの制約を課するようないっさいの方策の維持または更新にたいして全力をあげて反対した」のである。

『自叙伝』によれば，このピールはオウエンの訪問によって，オウエンがある法案を準備し，精力的な活動を行なっていることをはじめて知った (first intimation)[22]。そしてこの『自叙伝』に明らかのように，オウエンは慎重につぎのように述べている。「両院の指導的な議員から申し出られている賛成を彼（ピール―引用者）に知らした時，彼は大いに乗り気になってその役（下院への提案―引用者）を引き受け，その人々（指導的な議員たち―引用者）の最良の審議方法について希望を知るため，その賛成の人々のつぎの会合に出席を承諾した。彼はそうした」[22]。注意しなければならないのは，ピールはここでオウエンの「法案」と見解にたいして一度も決して賛成・支持していないことである。すなわち「両院の指導的な議員」が「賛成」(support) していることにピールは注目し，それならばということで，提案者の役 (the office) を引き受けたが，その「最良の審議方法」(the best mode of proceeding) については，その「賛成の人々」(the favoring members) の（オウエンの，ではなく）希望を入れたい，とピールはオウエンに返答したのである。すでに1802年徒弟法を「見事に」通過させた立役者ピールの老獪な応対であった。当時の政府ないしは「指導的な議員」(＝非製造業者) の「法案」にたいするあいまいではあるが一定の支持については先に述べた通りであるが，ピールは大紡績業主として許される範囲内ではありながらも自らの工場経営に規制を加えるこの」法案」に対して「指導的な議員」の風向きをうかがいながら，自己の政治的立場に有利になるという「財力と権力との二重の獲得」[23] をめざすピールの政治的野心がここにははっきりとうかがえるのである。オウエンのピールにたいする慎重な警戒的な態度がオウエンの叙述を通してにじみ出ているのである。やや皮相的に言えば結果的に「財力と権力の二重の否定」の道を歩みつつあるオウエンと二重の獲得をめざすピールとの間の質的な相違が敏感なオウエンには強く感じざるをえなかったのである。

オウエンはこの年の会期中に「法案」の下院通過を考えていた[24]。しかしながらさきの「最良の審議方法」を検討する会合は，第１章でも述べたように主としてすでに会期半ばをすぎていること[25]，重要な問題なので関係する諸階層の意見を熟考する必要がある，との理由から今会期では提案趣旨説明だけにとどめ，翌年春に下院に「法案」検討のための特別委法会（いわゆる「ピール委員会」）を設置しようということが決められた。この確認にもとづいて６月６日オウエンが作成し若干手直しをされた「法案」がピールによって下院に提出されたのである。

なお，これまで「法案」と一括して呼んでいたものは，実は就業時間および児童労働禁止

年齢の二条項でみるかぎり，若干の変遷がある（表-1参照）。この変遷が示す意味は重要であるが，それについては別の箇所で論じることにしたい。

表—1　1815年「法案」の就業時間および児童労働禁止年齢の変遷

	月	就業時間（時間）	内訳 労働時間（時間）	内訳 食事（時間）	内訳 教育（時間）	児童労働禁止年齢（歳）	備考
A	1　月	12	$10\frac{1}{2}$	$1\frac{1}{2}$	?	12	「グラスゴウ集会」での提案[a]
B	6月以前	$12\frac{1}{2}$	$10\frac{1}{2}$	$1\frac{1}{2}$（朝 $\frac{1}{2}$，昼 1）	$\frac{1}{2}$	10	オウエン作成の「法案」[b]
C	6月6日	$12\frac{1}{2}$	10	$2\frac{1}{2}$		10	ピールが下院に提出した法案[c]
D	年末？	12	10	$1\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	10	『Observations on the Effect of the Manufacturing System』中の記述[d]
			ただし10～12歳までは労働時間6時間以内のこと				

資料　a) Owen; Observations on the Cotton Trade (1815)—The Life of Robert Owen, IA Appendix F p. 18.
b) Owen; Bill for regulating the hours of work (1815)—ibid. Appendix G. pp. 23-24.
c) Hansand's The Parliamentary Debate, 1815, Vol. 31, p. 624.
d) A New View of Society and Other Writings—Everyman's Library No. 799, p. 124.

第3節　国内調査旅行と『考察』[26]

「法案」がピールによって下院に一応提出されたあと，オウエンは長子 R. Dale・オウエンを伴い，イングランド・スコットランドを旅行した。この旅行の目的はオウエンによれば「実際に行なわれている最良の教育方法の知識を引き出すこと」[27] (to drive the knowledge of the best plans of instruction that were in practice) であった[28]。第1章でもいくらか触れた通り，この旅行中かれが問題にし，かつ「証人喚問」でかれとピールとがはげしく論じ合ったのは，マンチェスターとニュー・カッスルにおける学校在学期間の長短が何に起因するか，という問題であった。オウエンは典型的な工場地帯マンチェスターで学校在学期間がきわめて短かいのは，工場主たちの子どもたちに対する勧誘 (inducement) がそこではきわめて強いためである，それゆえかれらに対する「法的干渉」が必要なのだ，ということをマンチェスターの学校長パーキンス氏からの証言とニュー・カッスルでの学校視察を通して確信したのである。

この調査旅行の結果はおそらく報告書として政府ないしはピールに「法案」の付帯文書として提出されたと思われるが，公刊されたのはその年の遅くであった。これが『工場制度の影響に関する考察』である。これはこの年の1月末に開かれたグラスゴウ集会で行なわれた報告のうちの第2提案の必要性をその後の政界および調査旅行での経験をふまえてさらに積極的に展開し，かつ予想される各層からの反対論のそれぞれについて明確な解答を与えるという趣旨のもとに書かれたものである。その中で注目すべきことは，第1に「私の考察の直接の目的は，この改良をなしとげ，いまいった危険を防止することであります。これらの目的を達成する唯一の方法は，国会の法令をかちとることによるほかにありません」[29] と述べている部分の「直接の目的」(the direct object) についてである。つまり「改良」(amelioration) と「危険を

防止すること」(to avert the danger) の唯一の方法は「法的干渉」であり，それはオウエンにとっては「直接の目的」だというのである。すなわちかれの社会変革論の究極的かつ全体的目的は全社会的規模のものであり，それは1817年を中心に展開する一連の公開集会やニュー・ラナアクないしはニュー・ハアモニーおよびその後の一切の諸活動を包摂するものであって，かれの社会変革論はけっして「法的干渉」のみに還元されるようなものではなかった。オウエン自らによる「法的干渉」にたいする位置づけはこの書において明確にされたのである。

注目すべき第2点は，「法案」の内容の変化についてである。われわれが「法案」と一応一括しているものが実はそれぞれ内容の若干異なった4種類が見出されることについてはすでに述べた通りであるが，表1のD項がこの『考察』の中でオウエン自身によって記述された法案の内容で，他の3種と較べ著しい相違がみられる。最も重要な点は10歳から12歳までの児童についての新たな規定を設け，かれらの労働時間を6時間以内とし，その他の時間を教育と実習にあてること，また10歳以下の児童と教育とをむすびつけること，を明確にしたことである[30]。この著作の半年後に行なわれた「証人喚問」において老獪なピールが，この点についてふれ，10歳以下の児童と教育，10歳から12歳までの児童と教育ならびに実習との結びつきは「望ましい (desirable) し適切 (proper) であろうというのですね」[30] とオウエンの主張を歪曲しようとしたのに対し，オウエンは明確に反論し，児童と教育あるいは実習との結びつきこそ自分の主張の眼目であることを強調している点は重要である。

第4節　ピール委員会とオウエンに対する攻撃

オウエンによって作成され，一部手直しされてピールによって下院に提出された「法案」のその後の行方を追うことにしよう。ピールおよび「指導的な議員」はなぜ今会期審議を見合せたのか，ピール委員会設置の意図は何か？　オウエンには1つひとつが不満であった。「もしサー・ロバアト・ピールがその気になったらこの案を，その時の状態では最初の会期中に下院を通過させ，凱歌をあげて上院を通過さすのに間に合わすこともできたのだ」[31]。ピールはなぜその気にならなかったのか。それは今後の経過の中で明らかにされるであろうが，それはともかくとしてこの「法案」およびピールに対してはかなり早い頃から製造業者たちからの「やかましい要求」，「制肘」がなされ，それらのピールの「譲歩」，「計算」という一連の政治的かけひきが展開していくのである。

さて，オウエンによって皮肉にも「過熱し綿糸紡績工場内に1日14時間，15時間ときには16時間使われる年端のゆかぬ小児の健康状態が害われているかどうかを調査する委員会」[32] と評され，ピールがこの委員会の設置に同意したのは「全く愚か」[32] とこきおろされた特別委員会 (＝ピール委員会) はともかく設置され，第1段階として「証人喚問」が行なわれたのである。すでに第1章で詳述した通り，この「証人喚問」はピールらによって巧みに演出され仕組まれたものであったにちがいない。「証人喚問」のあと，オウエンはしばらくはピール委員会に出席していた。「私はこの下院工場法委員会（ピール委員会―引用者）に二議会会期期間中毎日出席し，原案賛成側の一証人として一度調べられた」[33]。オウエンの主張は当初かなり「有力」であったと思われる。「私の証言は私の提案の種々の条項に反対な積極的な工場主たちによってもうちかちえぬほど有力であった」[34]，「(委員会での) 私の証言はなみ大抵なことで抑えつけられないだけの勢力をもっていた」[35]。このことはそれらと前後してさまざまな攻撃がオウエンに集中したことによってもある程度客観的に証明されうる。すでに述べたピールおそび「指

導的な議員」による国会審議見合せ，ピール委員会設置もある意味でその攻撃の1つと見るべきであろうが，「証人喚問」に前後してもっと鮮烈に露骨に「同案の目的を破るために手段という手段が尽され」[36]はじめた。「法案」反対者たち——オウエンによれば「議案を一項また一項と反対するために出席した製造工業家」あるいは「工場主で金も勢力もある強い党派の人びと」[37]——が行なったオウエン攻撃の1つにオウエンにたいするスキャンダルさがしがあった。オウエンの隣村のオールド・ラナアク村の牧師がオウエンに「嫉みと敵意」をいだいていた。それは隣村のオウエンによってなされた村の16年間のめざましい進歩と世界的注目と牧師の20年にわたる説教の結果との対比から生じたものであった。反対派はこの「嫉みと敵意」を利用したのである。牧師はオウエンが1816年1月1日に行なった「ニュー・ラナアク住民への講演」[38]が「教会および国家にたいする最も叛逆的」であり，「(オウエンは) われわれの近隣の危険人物なのだ。あの仮面をかぶった博愛主義によってこの辺での彼の勢力はえらいものだ」[39]と述べた。反対派，とくにその中心人物であり紡績業者であるフズワース (H. Houldworth) はこの牧師をわざわざロンドンに連れ帰り，証人に仕立て上げ内相にオウエンの告訴を迫った。内相は「全くたあいないもの，いらざるもの」[40]としてただちに却下した。これはオウエンの記述にしたがえば1816年の夏のことであろう。

ピール委員会はなおも引続き開かれていた。そしてオウエンにたいする「不正きわまる」攻撃もまた続けられた。

ここでかれら反対派による攻撃の特徴について言及しておく必要がある。すでに述べたようにオウエンにとって「国会の法令をかちとること」は自己の社会変革論全体のごく一部分を占めているのであり，それはまた当面の「直接の目的」と明確に意識されており，かつまた，それはいかなる当事者——子ども，工場主，両親，国家——によっても当然受入れられるはずの「ほんのちょっぴりのとるに足らぬ救済」[41]であったがゆえに，自己の思想を前面に出すことなく，むしろ「法案」と思想を切り離して，「直接の目的」の実現に全力を傾けていたのである。もちろんこのことは「原理上も実際上もこの急激なる変化にも達せず，また細大いずれよりも方向をはずれずに原理と一致した実践をするにも至らぬような，小改革案は，およそいかなる政治団体，宗教団体によって提議されてもただ価値がないのみでなく，人類全体に善，叡知，幸福を直ちに達成さすのをはばむあやまった妨害物なのだ」[42]というオウエンの一貫した確信と何ら矛盾するものではない。にもかかわらずいわゆるピール委員会を舞台とするオウエンに対する攻撃は「法案」の内容そのものに対してではなく，かれの思想に向けられたいわゆる思想攻撃として展開されたのである。このことはわれわれが第1章で述べたピールの態度と共通している点は注意に値しよう。かのオールド・ラナアクの牧師はオウエンが「危険人物」であり，かれの思想が「叛逆的な性質のもの」であると述べたことによって，反対派にスキャンダルとしてとりあげられたのであり，またその他さまざまな「不正きわまる」攻撃も主として「私 (オウエン—引用者) の宗教上の信念につき，種々な他のことについて，委員会の仕事としては実に無理な筋ちがい」[43]な側面からなされたのである。しかしこのことは逆に言えば，オウエンの「法案」要求がいかにかれの思想と密接不可分なものであったかを反対派の行動がわれわれに教えることになっているのは皮肉である。いずれにしても，かかる思想攻撃を展開することによって，オウエンの発言力を弱化させ，「法案」の革新性を抜き去り，自己の利益に反しないかぎりでオウエンの「法案」を利用し，あわよくば自らの政治的あるいは経済的立場の強化を実現しようとしたのが，ピールならびに「指導的な議員たち」の真のねらいであった。

このような種々の攻撃と審議遅滞にたいしオウエンはいかなる態度をとったのだろうか。オウエンは言う「私はこうした同業者議員によって創られた遅滞またサー・ロバアト・ピールにより彼らに対して行なわれた譲歩には愛想がつきた」[44]と。がしかしオウエンはこれらにいささかも屈することなく自己の主張を前面に出してたたかった。もちろん，オウエンは，すでに述べた通り，「直接の目的」である「法案」実現のたたかいの中に，かれの思想をむきだしにはもちこまなかった。しかし「愛想がつき」はじめていた1817年は，オウエンにとっては，まさに生命を賭けた思想宣伝の年でもあった。とりわけその年の8月14日と21日の2回にわたって行なわれたオウエン主催のシティ・オヴ・ロンドン・タヴァーンでの集会は，かれの基本思想のはじめての公然たる主張であった。「私は十分知っていた，この深いこころの闇の制度を公々然と否定する向うみずを敢えてする者はそうした権力者の最も暗いやり口をつくしての反対を予期せねばならぬと。とはいえ，私には結果がどうなろうと抗争していくだけの覚悟はできていた。」[45]，「結果はどうあろうと私は今，諸君，世界に向って自分の義務を果すのだ。もしそれが生の最後の行為になるなら，私はそれで十分満足し，自分が重大な目的のために生きたことを知るであろう」[46]。序で述べたとおり，われわれはここでオウエンの思想全体の構造を明らかにしようとするものではない。ここではただかれの「直接の目的」たる「法案」実現の活動が，「重大な目的」のきわめて重要な一環をなしていることを示唆的に示すだけにしかすぎない。そしてピール委員会での前述の諸攻撃に対するオウエンの対応がかかる「重大な目的」にたいするかれの決意と確信とに支えられているのだということを例証的に示すだけにすぎない。

第5節　いわゆる「工場法運動」からのオウエンの遊離と1819年法の成立

かくしてオウエンは言う「長い2議会の間，ひらかれる日には必ずその委員会に出たあとは，私は自分がはじめてもち出したときとはまるで似もつかぬ片輪ものにされてしまった一法案に対する興味を一層失ってしまい，今やその委員会に出席したり，その法案の進歩に積極的に働くことが稀になった」[47]と。さて特別委員会の委員長であり下院議員でもあるピールは，マンチェスターの綿紡績業者からの請願を議会に提出し，議会はそれをきっかけにして1815年以来3年ぶりに工場法に関する審議を開始した（1818年2月10日）のであるが，このきっかけに示されているように，ピールはいわゆるピール委員会の結論をまとめて法案として下院に上程することができなかったのである[48]。次回2月19日の下院において，ピールは1802年徒弟法を拡大・修正した――その精神においては同質の――新工場法の必要を論じ，みずから「法案」を提起した。この「法案」はピール委員会の作業結果をピール流に独断的に解釈して作成されたものであり[49]，しかも同じピールが3年前にオウエンが作成した「法案」を下敷にして下院に提案した「法案」ともかなり異なったものであった。その具体的な内容は同月23日の下院によって検討された。それによれば，① 工場児童労働の禁止年齢を9歳未満とする，② 就業時間は12時間30分とし，その中に食事時間としての1時間30分を含める，③ この規制は6歳から16歳までの年少者のみを対象とする，したがって成人労働者に対する規制はなかった[50]。さらにオウエンによれば，この「法案」は規制対象工場を綿工場のみに限定している[51]。本節の最初に引用したように，これはオウエンにしてみれば，まさに「片輪もの」以外の何ものでもなかった。オウエンはこの「修正案」の写しを入手するや否や早速事態の深刻さを感じとり，時の首相リヴァプールへに対し書簡を送り，「国家の重大事」につき首相の善処を強く訴

えている。その中でオウエンは，① すべての工場に適用すること，② 就業許可年齢を10歳以上とすること，③ 10歳から12歳までは1日6時間以上の労働を禁止すること，④ 12歳以上は12時間労働を越えてはならないこと，⑤ 12時間の中には食事のための2時間をふくめ，実働時間は10時間とすること，を重ねて要求した[52]。もちろんこの要求は，オウエンが1815年の『工場制度の影響に関する考察』で述べたもの（表1.「法案」D）と同一のものであると考えられ食事2時間の中には教育にあてられる時間30分が含まれ，さらに10歳から12歳までの労働時間以外に教育と実習のための時間を義務づけること，が前提となっている。そしてこの「修正案」がそのままの形でもし通過するようなことがあれば，むしろ「法案」など全くない方がよい，と強調している。「提案されている法案が現在のかたちのままで通過できたならば，英国の立法府は，このような抑圧の制度を承認するものとなるわけであります。……立法院がこんな人間虐待を支持してその権威を失なうということはちょっと考えられないことであります。そこでほんのちょっぴりとるに足らぬ救済を，それもわが国の諸工場のなかの一部の環境で幾百千の人々が，いま私が文句を言っている抑圧と奴隷制のなかにとりこにされているくらいなら，害悪がそっくりそのままであった方が良いと思うほどであります」[52]と。

さらにオウエンは，従来は「法案」に対する支持者・賛同者に対して，その「直接の目的」を実現する立場から，社会的立場，思想の相違があってもつねに慎重な配慮をとってきたにもかかわらず，この「修正案」ならびに下院での審議状況には怒りをおさえきれず，ここではじめて「支持者」に対してもきびしい糾弾をおこなっているのである。「私の見るところでは（法案」に対する）反対者も支持者も，問題をひじょうに狭い視野からとりあげていると思う」と述べ，さらに「法案（修正案―引用者）」の「支持者」すなわち「この法案をはじめて議会に提案した名誉ある方々」「およびこの問題に非常に多くの時間をささげた人々」が「（抑圧の制度を）恒久化するのが自分たちの利益になると思っている連中の反対がひどくなるのをおそれて，あれ以上のことを要求されなかった」[44]としてかれらをきびしく批判している。このことは，工場における児童労働の規制賛成論と禁止反対論とが矛盾しない，本質においては同一であるというわれわれの第1章での指摘を，オウエンの言葉によってあらためて確認するものである。

オウエンのかかる必死の訴えにもかかわらず，「修正案」は2月23日以降5回にわたって下院において無益な議論が繰返され，4月27日，賛成91，反対26で下院を通過し，5月7日から翌年1819年2月25日まで8回にわたる上院審議を経て，いわゆる1819年工場法は成立した。

しかし，すでにすっかり「興味を失った」オウエンは1818年春以降はいわゆる「工場法運動」からは全く姿を消し，その秋にはヨーロッパ大陸歴訪の旅に出かけるのである。

87歳のオウエンは述懐する「（法案が）通過したときにはそれの価値ある条項は，すべてに大斧鉞をうけ，私の意図した目的からいえば無価値なものとなってしまった」[53]と。そして「同案が両院の各委員会にとめおかれた3年目4年目を通じて私の地位は主として，マンチェスターのナタニエル・グッド氏およびヨークシャー職工の「王」と知られたリチャード・オスラー氏によって占められた。そしてこの二人ともその所期の効果を十分あげた努力によって甚だ人気のある人物となった。」[45] さらにオウエンは1819年工場法以後の工場法運動史についてつぎのような評価を下している「（工場法は）それ以来ほとんどたえず改善に改善を重ねてきたが，しかし私がサー・ロバアト・ピールによってはじめて提案した時，同案に含まれていたような十分な利益を得ることは，今なお（1857年―引用者）紡績工場主の力で拒まれている」[54]と。

注

1) 綿紡績業者に対する綿花輸入関税はそれ以前にもしばしば引きあげがなされ，とりわけ1802年の引上げは，かれらの不満を増大させた。1803年——この年は対フランス宣戦布告の年でもある——には，スコットランドでも，この対策のために委員会 (Committee of Management of the Board of the Cotton Trade) が組織され製造業者の集会がもたれ，オウエンはその委員の1人として，この集会に対して報告書を提出している。(Observations on the Cotton Trade of Great Britain, 1803)。この中で，オウエンは関税引下げを積極的に主張しているのだが，しかしこのオウエンの主張が他の同業者たちの関税引下げの要求と，そのねらいにおいて同質のものであったかどうかは，きわめて疑問である。
2) 拙論「オウエンにおける「合資関係」変遷の思想的意味」(『教育史論考』北大教育学部教育史研究室資料, 1972. 6), pp. 40–41.
3) Owen, The Life of Robert Owen, 1857, p. 112. 五島茂訳「オウエン自叙伝」(岩波文庫), p. 206.
4) Owen, Observations on the Cotton Trade, 1815—The Life of Robert Owen, IA. Appendix. F., pp. 13–16.
5) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 113, 訳 p. 208.
6) Owen, Observations on the Cotton Trade, op. cit., pp. 16–18.
7) Owen, ibid., p. 18.
8) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 114, 訳 p. 209.
9) Owen, Observations on the Cotton Trade, op. cit., p. 19. 「出席されている紳士諸君，ならびに関心をおもちの方々に，私が今日提案していることを考える時間を与えるために，私はこの会合を来週の今日か，それとも出席されている皆さんのもっと都合のよい時に延期することを提案するつもりであります」
10) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 114, 訳 p. 209.
11) 別の多くの個所でもオウエンはつぎのように表現している。
「小児・青年・大人」(the children, young persons and adults)
「小児および労働者」(the children and working people)
「小児その他の人々」(the young children and others)
「小児や労働者」(ehildren and work people)
「自分が雇った人々」(those whom I employed)
——いずれも Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 112–113, 訳 p. 206–207.
12) Owen, ibid., p. 114, 訳 p. 209.
13) オウエンも議会内外の勢力状況をつぎのようにとらえていた。「製造工業者階級はこの頃までにすでに下院では有力になっており，しかも議員たちにたいし，院外での勢力は一層強かった。議員選挙は多くその支配下にあった」——Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 114, 訳 p. 210.
14) 今井登志喜『英国社会史』増訂版, 下 (東大出版会, 1954), pp. 49–54.
15) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 115, 訳 p. 210. オウエンは「法案」の議会通過を「なかなか厄介な実現させにくい仕事である」と判断し，その根拠を注13)に引用したように新興ブルジョアジーの議会内外での胎頭に求めている。にもかかわらずオウエンは「しかし，私は真と忍耐とがなしとげうるものをやってみようと決心した」と述べている。
16) F. Podmore, Robert Owen, 1906, p. 190. 「政府は同情を示しはしたが，その法案を取り上げようとはしなかった」
17) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 115, 訳 p. 210.
18) ibid., p. 115, 訳 p. 211.
19) F. Podmore, op. cit., p. 190.
20) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 115, 訳 p. 211.

21) ピール個人についての概要は Paul Mantaux; La Révolution Industrielle au XIIIe siècle Éditions Génin, Paris, 1959. 徳増他共訳『産業革命』(東洋経済新報社, 1964) とくに pp. 563-565, pp. 681-683, pp. 685-686.
22) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 116, 訳 p. 211.
23) Paul Mantaux, op. cit., pp. 563-564.
24) オウエンが作成した「法案」には実施期日が1816年4月15日とされている。——Owen, The Life of Robert Owen, IA. Appendix G. p. 23.
25) 1815年の国会の会期は3月6日から7月12日までである。——Hansard Vol. 30-31.
26) Owen, Observations on the Effect of the Manufacturing System (1815)—A New View of Society and other writings by Robert Owen, Everyman's Library, 799. 渡辺正晴訳「工場制度の影響にかんする考察」(世界教育学選集 26, 明治図書, 1963 所収) 以下『考察』とする。
27) R.S.C. 1816, op. cit., p. 24.
28) 従来この旅行の目的は「紡績工場幼少年労働者の状態に関する証拠あつめの目的」(五島茂『ロバアト・オウエン著作史・正編』大阪商科大学経済研究会, 1933, p. 45) とされているがオウエンが旅行した地域は「王国の主要な工場地帯とその他の部分 (the chief manufacturing districts and other parts of the Kingdom) (R.S.C. 1816, p. 24) であり, かつオウエンがこの旅行の成果に基づいてピール委員会の証人喚問で積極的に主張しているのはもっぱら教育問題である点を考慮すれば, 五島氏の解釈は疑問である。五島氏およびその他の人々がその根拠としている長男 R. Dale Owen の記述 (『Threading My Way』(1874) Reprint 版, 1967, pp. 125-126) は, かれが若冠12歳の時の記憶を述べたものであり, これとオウエン自身の旅行の意図とを混同できない。さらに言えばオウエンはこの旅行によって自己の思想や「法案」の内容を変更させた形跡があったとは考えられないのである。
29) Owen, Observations on the Effect of the Manufacturing System. op. cit., p. 124, 訳 p. 52.
30) R.S.C. 1816. op. cit., p. 24 におけるオウエンの証言で補充してある。
31) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 116, 訳 pp. 211-212.
32) ibid., p. 117, 訳 p. 213.
33) ibid., p. 120, 訳 p. 219.
34) ibid., p. 117, 訳 pp. 213-214.
35) ibid., p. 120, 訳 p. 219.
36) ibid., p. 116, 訳 p. 212.
37) ibid., p. 117, 訳 p. 214.
38) Owen, An Address to the Inhabitants of New Lanark (1816)—Everyman's Library 799, op. cit. 所収。渡辺義晴訳「ニュー・ラナーク住民への講演」(世界教育学選集」26, 明治図書, 1963. 所収)
39) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 119, 訳 p. 216.
40) ibid., p. 120, 訳 p. 218.
41) Owen, On the Employment of Children in Manufactories—Everyman's Library 799, op. cit., p. 130. 渡辺訳「工場における児童の雇用について」(1818) (前掲書, 所収), p. 67.
42) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 77, 訳 p. 146.
43) ibid., pp. 120-121, 訳 p. 219.
44) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 121, 訳 p. 220.
45) Owen, ibid., p. 156, 訳 p. 277.
46) Owen, ibid., p. 161, 訳 p. 284.
47) Owen, ibid., p. 121, 訳 p. 220.
48) Hansard, 1818. Vol. 37, p. 566.
J. グレイアムの発言「……(ピール) 委員会は1815年に指名されたが何ら結論は見出されなかった。

1816年同委員会は再開され，調査はその会期が終了したのちも続けられた。委員会は下院に何ら『報告』を提出することはできなかった」

49) ibid., p. 566. グレイアム発言「委員会の作業からは何も結論づけられなかったので，この法案（1818年2月19日，ピールが提案した法案—引用者）は問題の一方的な（ex parte）説明の上に組立てられたものだ」

50) Hansard., 1818, Vol. 37, pp. 581-582.

51) Owen, On the Employment of Children in Manufactories, op. cit., p. 135, 訳 p. 66.

52) Owen, ibid., pp. 135-137, 訳 pp. 66-69.

53) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 116, 訳 p. 212.

54) ibid., p. 121, 訳 p. 220.

第3章　1815年「法案」の思想的論理構造

第1章，第2章で見てきたように，オウエンの1815年「法案」にはかれの基本的な諸思想が凝縮されて表現されていた。例えば工場における児童労働については「規制」と「禁止」との本質的相違を明らかにし，断固として「禁止」を要求したことの背景にはかれ固有の思想的前提があったし，綿花輸入関税撤廃の要求が労働問題の改善策と不可分のものとして把握されていたように，両者の内的連関を説明するかれの思想の論理構造，労働時間を短縮することが生産力を高めることになるという一見して矛盾する主張を内的に有機的に把握するかれの思想構造，等々をつらぬくかれの基本思想の論理構造はどのようなものであったのか，第3章はこの問題の解明にあてられる。ただし序章でも述べたように，第3章での展開はオウエンの思想を全面的に検討するものではなく，3領域のうちの第1の領域の中で解明しうる範囲での検討という制約をもっている。経済思想については，第2の領域ないしは『ラナアク州への報告』(1820) でさらに全面的な分析がなされるであろうし，教育思想についても第3の領域の検討を通じてもっとたちいった分析がなされるであろう。

第1節　「余剰収益」論

オウエンは現実に進行するイギリス産業資本主義社会の経済諸現象の内的構造を基本においてどのように把握・認識していたのだろうか。オウエン自身，他の人々が自己の社会観を主張する場合その人の経済認識の科学性がまず問われるべきだ，としばしば強調している。たとえば1817年8月におこなわれたシティ・オヴ・ロンドン・タヴァーンの集会においてオウエンは他の弁士たちを批判して「かれらは経済学 (political economy) の ABC を習うべきだ」[1] と演説している。そこでオウエンの理解する経済学の ABC の分析が必要になるわけであるがここではすでに述べたように本論の限定した範囲内でそれをとりあげることにしたい。したがってオウエンの労働紙幣論等についてはここでは問題にされない。

第1章において，われわれはオウエン独自の経済学的カテゴリーとして「余剰収益」(surplus profit) という概念がしばしば用いられていることを指摘した。この「余剰収益」はオウエンのラナアク村「統治」の財政的基礎となるべきものであり，かつまたオウエンが構想する来るべき社会の繁栄の基礎になるべきものである，という意味でオウエンにとってはきわめて重要な概念である。「余剰収益」概念は「収益」概念を前提として存在する。オウエンによれば富の生産の担い手は基本的には労働者（階級）と製造業者（階級）であり，双方はそれぞれの労働

にみあった正当な報酬を受けるべきである。労働者(階級)の正当な報酬=収益は「その時代の平均的な労働者が適当な力の支出によって生産する生活必要品と生活慰安品の形態をとった富の量」[2]を基準とし，製造業者(階級)の収益も基本的にはこの原理の上に立ちながらも，自己の所有する生産手段に対して支払われるいっさいの費用を補填するものもまた収益の中に含まれるとされる。ところで国富の増大(=幸福の増大)は生産性の向上に求められ，しかも労働者，製造業者に正当に支払われる報酬(かれらにとっての収益)以上に生み出される収益，すなわち余剰収益の増加に求められる。この余剰収益は生産の担い手に帰せられるものではなく，いずれにも属さない公的性格をもつものであり，したがってその管理は国家に委ねられるべきである。それゆえ国富=幸福の増大すなわち余剰収益の増加は国家の第1義的任務でなければならない。第1章で引用したように「……学校施設は他と同様に余剰収益(surplus profit)によってまかなわれているのです」というオウエンの証言はしたがってこの場合，学校施設等公共的性格をもつものは国家が管理する余剰収益から支出されるべきであるという主張に転化される。このようにオウエンの「余剰収益」なる概念はかれの国家観，社会観をも同時に規定するものとして重要な意味が与えられている。オウエンはかかる認識に立って現実を把えようとするのであるが，しかし現実に進行しているものは「余剰収益」および「収益」にたいする不平等な分配関係であった。本来国家が管理すべき余剰収益は一部の製造業者(階級)が横領し，それだけでなく製造業者(階級)，労働者階級それぞれが正当に受けるべき「収益」にたいしても，それをめぐる争奪がなされ，その結果「新興の競争者たちは，めざす富の源泉たる労働の提供者，つまり勤勉な下層階級をそれこそきつかい本当に圧制の対象とするようになった」[3]というのである。さまざまな社会問題の根源はここにもとめられ，オウエンはかかる傾向を生み出している製造業者(階級)とくに「新興の競争者」にたいしその横暴を戒しめ，その法的規制を国家にもとめたのである。1815年「法案」の構想はかかる認識の上に立っているのである。このようにオウエンにおいては国家の指導性の強調は固有のものであるが——だが後にはこの要因は次第に減少していくのだが——ここにはブルジョア社会における国家観の「オウエン」的把握がみられるのである。そしてまたオウエンは遂に国家にたいする本質的な理解に達することができなかった。

さてオウエンは「余剰収益」と「収益」との関係をどのようなものとして理解していたのだろうか。オウエンの「経済学のABC」の基本的概要はつぎの通りである。第1に，労働は富の源泉であるという素朴な労働価値説に立っていること。この認識はオウエンのすぐれた洞察力の結果であると同時に，当時における経済学の発展水準の一定の反映でもあった。しかし富がどこまで価値として把握されたかはオウエンの場合決定的に重要な事柄である。少なくとも価値の実体は一定量の労働であることの理解は，その限りにおいて存在したことは明白である。がしかしオウエンにおいては価値と交換価値の本質的な区別はなく[4]，したがってオウエンにおいては労働はつねに具体的有用労働としてしか認識しえず，抽象的人間労働などまったく問題にさえならないのである。オウエン自らが傍点をふって強調している次の引用はオウエンの価値論(もしそういう言い方が許されるとすれば)を明確に表現している。「価値の自然的尺度は，もともと，人間の労働，いいかえれば，はたらかせた人間の肉体と精神との諸力の複合である」[5]。かかる「価値論」からは資本主義社会の正しい経済認識は成立しえないことは言うまでもない。

ところで，オウエンは労働者(階級)が正当に受けとるべき報酬=収益をすでにのべたよう

に「……富の量」と把えているように，そこには決して労働力の理解はない。したがってそこから導かれる結論は，オウエンには剰余価値の理解はなく（これはあたりまえのことにはちがいないが）したがって剰余価値と利潤の区別がないということである。

とすれば，オウエンが「余剰収益」と「収益」とをいかなる意味で区別しているのか。オウエンは言う「科学的な力，つまり機械力や化学力が増大すればするほど，直接的に，必らず富が増大する」[6]と。オウエンは明らかにこの富の増大と「余剰収益」とを結びつけて理解している。だが機械力・化学力ないしは機械などは収益（厳密に言えばここでは剰余価値）をもたらす前提であって，剰余価値そのものは決して生み出さない。オウエンにおいては当然のことながら労働過程における価値形成過程と価値増殖過程の区別は問題とならない。

以上見てきたように，オウエンにおける「余剰収益」と「収益」との関係はきわめてあいまいな関係でしかなく，オウエンが頭に浮かべている区別の基準は「科学の力」であり，それが国富の源泉であり，したがって，国，政府は科学の振興に力を入れなければならないとされるのである。

オウエンがなぜかかる認識をいだきつづけたのだろうか。それは第1に機械制大工業の発展がいまだ一般的でない時期において，生産手段の私的個人的所有と生産の社会的性格の矛盾が正しく理解されていなかったこと，第2に産業革命のまっただ中にあって，機械の発明と応用，諸科学の生産への応用が莫大な生産性をもたらすという現実に目をうばわれていたこと，第3にオウエンの個人的資質のゆえに，自らの工場でかれの経済認識を前提とした工場経営が一定程度可能であり，かつ成功を収めたとことに確信をもったこと，第4にかれが超過利潤の問題を理解しえず，個人的経験がかれのすぐれた理論的洞察力によって確固とした経済原理として把握されたこと，等があげられる。

オウエンのこのような認識から導かれる実践問題は，かれが労働者階級の社会変革における歴史的任務を把えることができず，またブルジョアジーに対する態度も政府の指導性ないしは法的干渉に依存せざるをえないというきわめて不徹底なものとならざるをえず，したがって階級闘争の意味も正しく理解しえなかったことである。オウエンはある意味で資本家と労働者の対立が不可避的であることを認めているが，その不可避の内容はきわめてオウエン的であって，それは政策的に解決可能なものとされたのである。しかしこのことをもって，オウエンがブルジョアジーの立場を擁護したと把えることはできず，オウエンの国家，政府ないしは政策的解決に対する期待はしだいにうすれ，独力による新社会構想のプランとその実現，あるいは労働者階級への期待へとオウエンの関心は変わっていくのである。

第2節　「全当事者＝受益者」論

オウエンは1815年「法案」を提起し，宣伝する際，その「法案」がいかなる当事者，誰にとっても有益であることを強調し，また確信をもっていた。そして事ある毎に「法案」反対論者に対するオウエンの「見解」を対置している。とくにまだ「法案」が議会でも十分討議されない段階において，つまり「法案」の構想の段階において，さまざまな反対論を予想してそれぞれに対する見解を用意している点は，かれの「法案」にたいする思想性をみるうえで注目すべきことである。1815年にオウエンはピールにたいし「法案」を提出するが，それに付記して『法案反対者にかんする考察』[7]，および『反対者にかんする一般的考察』[8]を添えている。また翌年の『工場制度の影響にかんする考察』の中でも「これらの措置（法案の各条項―引用者）は，

もし党派的感情とか直接的な私利私欲の関心しかない狭い料簡に影響されないで，ただ国家的見地から考えられたならば親にも雇主ににもたいへん有益なものだということがわかるでしょう。それでも万人にかかれる問題と党派的事柄をごっちゃにする人が大勢いるし，一方，これらの措置を，現在の金もうけの見地からしかみない人々もいるわけです。いずれにしても，これらの人びとは，私たちが現在うけている教育の趣旨どおりやっているものであります。そんなわけで，いろいろの人びとがこの改善策に異議を唱える，とみていいでしょう。だから，どんな反対論がでるかをできるだけ予想して，これにお答えしておこうと思うのです」[9] とのべ，子ども，親，雇主，政府それぞれから予想される異議について反論している。かかるオウエンの予想は「法案」のその後の現実的な展開の中でけっして思いすごしでも何でもなく，かれの情勢認識の正しさを証明するものとなっている。また同時にかかる予想はオウエンの「法案」に対するなみなみならぬ決意と，また「法案」の内容の革新性をも同時に反映しているのである。はたせるかな，第1章，第2章ですでに明らかにしたように，「証人喚問」とそれにつづく「ピール委員会」を通し，ピール等はこれら反対論者のそれぞれの理由を最大限に利用し，オウエン攻撃の材料にしているのである。

しかし，オウエンはそれらの経過を通じて，認識を一定程度変化させている点に注目したい。すなわち当初予想される反対論者としてオウエンはいわばすべての階層——子ども，親，労働者，雇主，国家——を念頭においていたのであるが，しかしやがて「法案」に対する基本的な「反対者」が「雇主」，「工場主」であるという認識を明確にしていくのである。いよいよ「法案」の審議が大詰めに迫った1818年3月，オウエンはリヴァプール公にあてた書簡の中で「この法案に反対した人びとは，若干の仲間を下院に送っているような多数の活動的な綿織物業者，実業家のようであります。こういう人々は，自分の利益にかかわると考えたどんな施策にも，おそるべき反対ができる連中であります。……工場主たちはこの問題をただ商売上の観点からみているにすぎません。かれらは提案されている諸統制によって，あれやこれやの仕方で，自分らの利潤がへるのではないかと心配しているのです」[10] と。しかしながら，この階級的視点の強まりも，あくまでも基本的には「全当事者＝受益者」論の枠内を越えることがなかったことは1857年の『自叙伝』での記述「(「法案」の条項は—引用者) もし通過すれば，労働者側にも雇主側にもひとしく有利に，国家の一般的利益にも甚だ好都合であったであろうが」[11] によっても明らかである。

ところでこの「全当事者＝受益者」論は前節で述べたかれの経済認識の必然的結果である。「余剰収益」の増大は「科学の力」によってもたらされ，増加した「余剰収益」の合理的配分は国家・政府の固有の任務でなければならない。その任務を完全に遂行することによって「悲惨」，「恐慌」，「失業状態」，「対立」は解消し，したがって「誰にもあらたな迷惑をかけ」[12] ることなく，社会の富と幸福が実現される。この場合オウエンは，現実の国家・政府をそのまま容認するのではなく，「国民に本当に支持された政府や立法府」[13] でなければならないとし，国家の指導性を強調している。1820年の『ラナアク州への報告』の冒頭でかれは「経済学のもっとも基本的な，わかりきった原理にもとづいてなされた考察」として5項目を列挙し，それぞれの項目のすべてに「もし指導の仕方が正しかったならば」[13] (properly provided) という条件をつけていることの意味は以上のことから明らかである[14]。かれのこのような国家に対する期待が，さきのリヴァプールあての書簡等での必死の訴えもむなしく裏切られ，やがてその期待が急速に弱まっていったことは前節でもふれた通りである。いずれにしても確立しつつある産業資本

主義の初期にあって，その経済構造を正しくとらえることができず，しかし現実に生起するさまざまな社会経済問題をともかく解決しなければならないという実践的態度が，豊かな天分と個人的体験にささえられて到達した「オウエン」の社会変革論は直接的に「万人」を変革の対象とする当時の思想的限界にも規制されて「すべての当事者はかならず受益者となる」[15]という確信を生み出し，その確信こそが，かれをしてなみなみならぬ覚悟で「法案」を構想し提起させたエネルギーであったのだ。

第3節　教　育　論

1815年「法案」の中でオウエンが10歳未満の児童の工場労働の禁止を要求したことがオウエンの思想全体の中でどのような意味をもっていたのかについては，第1章でもふれたとおりである。それはなによりもオウエンの社会思想のきわめて煮つめられた，必然的要求であった。第1章で述べたことは，オウエンの「禁止」が第1にピール流の「擁護者」の立場からする「規制」論とはまったく異質なものであること，第2に単なる「禁止」ではなく，教育の義務化を不可欠とした「禁止」であること，第3にオウエンにとっては「禁止」それ自体が問題であったのではなく，「禁止」せざるをえない現状に照らして「禁止」が論ぜられていること，であった。したがってオウエンにおいては，「禁止」の要求が直接的な目的であったのではなく，別のより本質的な目的を実現するための不可避的方策として把握されていたのであった。すなわち生活状態の改善，労働条件の軽減，精神的身体的摩損からの回復といういわば消極的要求から「禁止」論が主張されたのではなかった。オウエンは生涯を通して通俗的な意味での博愛主義やヒューマニズムとは無縁であった。

以上見てきたようにオウエンの「法案」，とくに10歳未満の児童の工場労働禁止条項はまさに教育問題として提起されているのである。ではなぜそれが教育問題として提起されたのであろうか。オウエンは「知識と科学の援助をうけていけば，新生産力の増大とその賢明な指導に比例して社会の富と幸福はどんどんふえていく」と繰返しのべているように，社会進歩，社会変革の主要な要因を知識と科学，ないしは「科学の力」にもとめた。したがって「科学の力」は国家が管理し，かつそれを発展させることが社会進歩をめざす国家の第一義的任務でなければならないとされた。では「科学の力」を担いうるのは誰か。オウエンには他の世代と区別して「成長中の世代」にたいするかれ独自の認識があった。それは『新社会観』(1813～14)における重要なテーマの1つであり，その中の4論文を通じてさまざまな観点から幼児をふくむ「成長中の世代」に対する教育の重要性が指摘されている。ここではその全体について検討することができないが，かれらに対する正しい教育が「万人の利益と幸福」にとってきわめて重要であり，「立法部が最大の注意をはらうに値するものである」[16]ことが強調され，さらに彼らが学ぶべきものは「最も有用な実際的知識」[17]であるとされている。『新社会観』の段階ではこの「最も有用な実際的知識」の内容は明確になっていないが，やがてそれは「科学的な力，つまり機械力や化学力」[18]に関する知識に限定されていくのである。このように教育は生産と不可分な関係において把えられるのである。かくして科学の担い手は「成長中の世代」であり，また「成長中の世代」のみが年々急速に発展していく科学をわがものとしうるのだ，という確信はやがて「法案」にも強く反映され，この確信を貫ぬく現実的な方策はなによりも「成長中の世代」をかかる教育を受けうる環境に置くことであり，したがってそれゆえに，10歳未満の児童の工場労働禁止の要求が提起されたのであった。そして「成長中の世代」に対する国家による系統

的科学教育こそが，必要とされたのである。

同時にオウエンは10歳から12歳までについてはかれらの労働時間を6時間に制限することによって，それ以外の時間を工場実習と教育にあてるべきことを要求している。オウエンは児童，ないしは「成長中の世代」をたえず生産の担い手という点からも見ていたことは注目すべきことである。前にも述べていたように，オウエンは10歳未満についても，現状では十分な教育が保証されるためには，労働を「禁止」せざるをえないという判断にもとづいて，「禁止」を要求しているのであって，条件さえ変われば10歳の基準は変わりうることを認めている点に注意すべきである。かかる見解はマルクスに正当に受けつがれ[19]クルプスカヤによって発展させられ[20]，今日の民主教育論の基本的理念となっていることは周知のとおりである。

注

1) Owen, Address Delivered at the City of London Tavern on Thursday, August 21st, —A New View of Society and other writings, op. cit., p. 208, 訳 p. 90.
2) Owen, Report to the County of Lanark, —A New View of Society and other writings, op. cit., p. 263, 渡辺訳, p. 132.
3) Owen, Observations on the Effect of the Manufacturing System; ibid, p. 121, 訳 p. 48.
4) Owen, Report to the County of Lanark. op. cit., p. 251, 訳 pp. 114-115. オウエンはこの中で「交換価値」(exchangeable value) という言葉を用いているがこれを直ちに経済学上の概念と混同することはできない。
5) ibid., p. 251, 訳 p. 114.
6) ibid., pp. 247-248, 訳 p. 110.
7) Owen, The Life of Robert Owen, IA. Appendix G. pp. 27-29.
8) Owen, ibid., pp. 29-30.
9) Owen, Observations On the Effect of the Manufacturing System. —A New View of Society and other writings, op. cit., p. 125, 訳 pp. 52-53.
10) Owen, On the Employment of Children in Manufactories—A New View of Society and other writings, op. cit., p. 130, 訳 p. 60.
11) Owen, The Life of Robert Owen, op. cit., p. 121, 訳 p. 220.
12) Owen, Address Delivered at the City of London Tavern on Thursday, August 21th, op. cit. p. 218, 訳 p. 103.
13) Owen, Report to the County of Lanark. op. cit. p. 246, 訳 p. 108.
14) この properly provided の解釈をめぐって，松田弘三氏の見解があるが疑問をかんじる。(松田弘三『科学的経済学の成立過程』(1959, 有斐閣), p. 291. 松田氏の見解は昨年出版された『ロバアト・オウエン論集』(1971, 家の光協会) でも再録されている。) なお永井義雄氏は，渡辺義晴氏の訳文が出たあとにさらに新訳を出版され，その中でこの部分を「ただしく適用されれば」と訳している。渡辺訳よりもあいまいになっている。
15) Owen, On the Employment of Children in Manufactories, op. cit. p. 134, 訳 66.
16) Owen, New View of Society—A New View of Society and other writings, op. cit., p. 82. 楊井克己訳『新社会観』(岩波文庫), p. 134.
17) ibid., p. 50, 訳 p. 84.
18) Owen, Report to the County of Lanark, op. cit., p. 247, 訳 p. 110.
19) とくに「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」(1866) の中の「4. 年少者と児童 (男女) の労働」を参照されたい。マルクス・エンゲルス全集 (大月版), 第16巻, pp. 192-194.
20) クルプスカヤ『国民教育と民主主義』(1917), 勝田昌三訳 (岩波文庫) および竹田正直・武田晃二共訳 (『教育史論考』1972年版—北大教育学部教育史研究室資料——一部分) 参照。

ま と め

(1)

本論文の主要な成果は surplus profit (余剰収益) 概念の抽出である。この概念はオウエンの諸著作の中では必ずしも用いられておらず，またオウエン自身重要なものとして認識していなかったかのように思われるが，本論文でとりあげた R.S.C. 1816 の中ではオウエン自身の証言の中でその重要性が述べられている。従来のオウエン研究においてはこの概念の分析はほとんど皆無である。

この surplus profit 概念のオウエン思想の中でもつ重要性は，第1にそれがかれの「資本主義」認識を基本的に表現していること，第2にそれがオウエンの社会思想および社会思想と教育思想との有機的連関をとらえる重要な概念であること，においてである。

第1の点について言えば，この surplus profit 概念は素朴な労働価値論を前提にし，資本家 (経営者) と労働者が自らの労働にふさわしい収益をそれぞれ受けとり，さらに残る価値部分は余剰収益として両者のいずれにも帰属しない公共的性格をもつべきものとされる。この余剰収益は国家がその指導において公共の目的のために分配されるべきであるとされ，オウエンによれば，この余剰収益を不断に高めることによって社会的富＝幸福は増大し，したがってそれが社会進歩の基礎となるべきものとされた。かくしてオウエンには資本主義経済の基本矛盾や剰余価値の認識は当然のことながら存在しえず，かれの社会主義的諸見解はすべてかかるオウエン独自な「資本主義」認識の上に組み立てられることになった。

かかる認識に立つ現実に進行しつつある「工場制度」は，オウエンにとっては当然にも改革の対象とならざるをえず，いわゆる1815年「法案」はかかるものとして提起されたのであった。

第2の点について言えば，かかる余剰収益の源泉に対するオウエンの認識と深く関わる。すなわちオウエンは機械こそが余剰収益をもたらすという独自の機械観 (機械＝価値増殖論) が前提とされていた。ではその機械はなにによってもたらされるか，それはまさしく「科学の力 (機械学・化学)」(オウエン) に依存する，とされる。したがって科学の担い手を養成することが国家の重要な任務とされ，かかる発想から国家による教育の重要性が提起され，その担い手は「成長中の世代」に求められた。ここにかれの社会思想と教育思想との基本的な連関が内在し，さらにかれの教育論の基礎が存在する。オウエンの児童，年少者にたいする態度は一貫してかかる立場から出てくるものであり，そこには一部に言われるようなオウエンの教育論の博愛主義的，人道主義的，温情主義的あるいは開明工場主的性格の入り込む余地はまったく存在しえない。1815年「法案」等で主張された10歳以下の児童の工場労働の禁止 (規制ではなく) の要求も，かかるオウエンの教育論の中に完全に位置づいていたのである。

(2)

surplus profit 論の解明は必然的に以下の派生的な成果をもたらした。しかしそのそれぞれはこれまでのオウエン解釈にたいするきわめて有効な批判の論拠となりうると考える。

第1に，1815年「法案」の理論的根拠となったオウエンの "Observations of Cotton Trade (1815)" で展開された2提案 (いわゆる「グラスゴウ集会」での2提案と同じ) の統一的な把握が可能になったこと。

第2に，オウエンと1819年工場法との関係を厳密に (異質であると) 規定しえたこと。

第3に，オウエンの "Observations on the Effect of the Manufacturing System (1815)"

の目的が「実際に行なわれている教育方法の知識を引き出すこと」(R.SC. 1816, p. 24) というオウエンの証言の意味は，本論文における論者の基本的成果と合致すること。

第4に，オウエンの「労働時間短縮＝生産の増大」論という一見矛盾する見解を内的に統一されたものとして把握しえたこと。

第5に，「児童の工場労働の禁止＝社会，家庭の幸福」論の内的連関を解明しえたこと。

第6に，オウエンとピールとの関係において，ピールのいわゆる「規制論」とオウエンの「禁止論」との異質性を指摘し，両者を「開明的工場主」として同質視する見解を排除し，さらにまたピールによる「証人喚問」の性格自体も，それがピールが巧妙に仕組んだ演出であり，その演出の目的がただ1点，オウエンの1815年「法案」のもつ社会主義的性格を去勢することにあったことを資料的に実証しえたこと。

(3)

オウエンの surplus profit 論は経済学的にみれば当然剰余価値論として展開されるべきものであり，そこにはまったくの飛躍が認識されねばならない。したがって surplus profit 論から導き出される社会思想および社会思想と教育思想との関係，また教育思想は今一度剰余価値論の認識を通して再構成されなければならない。それをぬきにしてオウエンのあれこれの思想を部分的にとり出して，今日にいかすということは全く正しくない。しかしにもかかわらず，オウエンの多面的な諸見解・諸活動がマルクス主義の古典的諸著作に多くの影響を与えたことの意味は大きい。そのような立場から，オウエンをいっそう正しく評価しておくことは，とりわけ社会思想と教育思想との内的連関を理解し，教育史研究における教育思想(史)研究の正しい位置づけを確立するうえにきわめて重要であると考える。